

第百一回国会内閣委員会議録第十一号

昭和五十九年五月八日(火曜日) 午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君
理事 池田 行彦君
理事 深谷 隆司君
理事 小川 仁一君
理事 市川 雄一君
理事 石原健太郎君
理事 大島 理森君
理事 鎌田忠三郎君
理事 塩川正十郎君
理事 二階 俊博君
理事 山本 幸雄君
理事 角屋堅次郎君
理事 渡部 行雄君
理事 山田 英介君
理事 柴田 睦夫君

理事 戸塚 進也君
理事 宮下 創平君
理事 松浦 利尚君
理事 和田 一仁君
理事 内海 英男君
理事 奥田 幹生君
理事 菊池福治郎君
理事 月原 茂皓君
理事 林 大幹君
理事 上原 康助君
理事 元信 堯君
理事 鈴切 康雄君
理事 田中 慶秋君

出席國務大臣

郵政大臣 奥田 敬和君

出席政府委員

郵政大臣官房長 奥山 雄村君
郵政大臣官房長 高橋 幸男君
郵政大臣官房長 永岡 茂治君
郵政大臣官房長 澤田 茂生君
郵政大臣官房長 奥田 盤三君
郵政大臣官房長 小山 森也君
郵政大臣官房長 鳴 光一郎君
郵政大臣官房長 三浦 一郎君
郵政大臣官房長 永田 俊一君
郵政大臣官房長 伊藤 博行君

委員外の出席者

大蔵大臣官房長 永田 俊一君
大蔵省主税局長 伊藤 博行君
大蔵省第一課長 伊藤 博行君

第一類第一号

内閣委員會議録第十一号 昭和五十九年五月八日

国税庁長官官房 宇都宮康雄君
企画官 加藤 祐策君
郵政大臣官房官 真藤 恒君
席監察官 山口 開生君
社総裁 寺島 角夫君
社総務理事 児島 仁君
社総務理事 緒方 良光君
社総務理事 室長 内閣委員会調査

委員の異動

四月二十七日 補欠選任 渡部 行雄君 戸田 菊雄君

同日 補欠選任 戸田 菊雄君 渡部 行雄君

四月二十五日 臨時教育審議会設置法案(内閣提出第四七号) 同日

旧台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願 (田邊國男君紹介)(第三五九八号) 同日

元従軍看護婦の処遇に関する請願(福島護二君紹介)(第三五九九号) 同日

同外一件(飯岡兵輔君紹介)(第三六四四号) 同日

同(嶋崎謙君紹介)(第三六四五号) 同日

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(相沢英之君紹介)(第三六九九号) 同日

傷病恩給等の改善に関する請願(井出一太郎君紹介)(第三八一四号)

同(大塚雄司君紹介)(第三八一五号) 戦後処理問題として在外預送金に関する請願 (柴田陸夫君紹介)(第三八一六号)

元従軍看護婦の処遇に関する請願外一件(池田行彦君紹介)(第三八一七号)

同(大塚雄司君紹介)(第三八一八号) 同(木下敬之助君紹介)(第三八一九号)

同外一件(佐藤一郎君紹介)(第三八二〇号) 同(柴田陸夫君紹介)(第三八二二号)

五月七日 旧軍人恩給改定等に関する請願(宮下創平君紹介)(第三八二六号)

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(宮下創平君紹介)(第三八二七号)

同日 元従軍看護婦の処遇に関する請願外一件(相沢英之君紹介)(第三八二八号)

同(新井彬之君紹介)(第三八二九号) 同(野呂昭彦君紹介)(第三八三〇号)

同(伊藤英成君紹介)(第三八三一号) 同外一件(石川要三君紹介)(第三八三二号)

元通信官吏勸奨退職者の恩給適用に関する請願 (永江一仁君紹介)(第三八三三号)

旧満州国軍に服務した軍人等の処遇に関する請願(宮下創平君紹介)(第三八三四号)

傷病恩給等の改善に関する請願(相谷茂君紹介)(第三八三五号) 同日

同(河本敏夫君紹介)(第三八三六号) 本日の會議に付した案件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出第二四号)

片岡委員長 これより會議を開きます。内閣提出、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。奥田郵政大臣。

郵政省設置法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○奥田國務大臣 郵政省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、臨時行政調査会の答申を踏まえて決定した政府としての行政改革に関する当面の実施方針に基づき、郵政事業に係る地方行政機構の総合化及び効率化を図るため、地方支分部局の統合を行おうとするものであります。

その内容は、現在独立の地方支分部局として置かれていた地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政局に統合して、同局の貯金事務センター及び簡易保険事務センターとすることとし、これにより地方郵政局を中心とした為替貯金事業及び簡易保険・郵便年金事業の運営体制の総合化及び効率化を図ろうとするものであります。

その他所要の規定の整備等を行うことといたしております。

この法律の施行期日は、昭和五十九年七月一日といたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○片岡委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川仁一君。

○小川(仁)委員 郵政省設置法の一部を改正する法律案について、性格及びこれに関連する事項について御質問いたします。

まず、地方貯金局二十八局、名額出張所、沖縄管理事務所は別として地方簡易保険局七局、それぞれ事務センター等の名称になりましたけれども、事務所が現在ある場所に存続しているわけですが、事務所が今後、この事務センターを含めた第二弾、第三弾の統合といいますが、事務所の存続といったようなことについてはどうお考えになつておられますか。

○奥山政府委員 お答え申し上げます。

先ほど大臣が趣旨説明でもお述べになりましたように、今回の郵政省設置法の一部を改正する法律案の中で御提案申し上げておりますのは、先ほど先生がおっしゃいました二十八の地方貯金局と七つの地方簡易保険局を郵政局に統合いたしました、それぞれ貯金事務センター、簡易保険事務センターとするものでございます。これをもちまして今回の機構改革関係の処理は完了というふうに考えております。

○小川(仁)委員 そうしますと、これで一応この関係は終了と考えて、そこに働いておる職員も含めて仕事に専念できると思いませんか、あと妙ないじり方をなさらないようにひとつお願いをしておきます。

同時に、事務センターという名称になりましたけれども、地方郵政局の中でこの事務センターというものが附属機関といったような形での説明を受けたような感じもいたしますけれども、この性格といえますか位置づけといえますか、どういふ一定の権限を持つかということについて御説明願いたいと思ひます。

○奥山政府委員 貯金事務センターなり簡易保険事務センターの機関としての性格でございますけれども、先生御承知のとおり、現在の郵政省設置法におきましては、地方貯金局並びに地方簡易保険局はいずれも独立した地方支分部局として位置づけられております。ところが、今回の地方郵政局への統合によりまして、貯金事務センター並びに簡易保険事務センターは地方郵政局の事務の一部を所掌する機関になるわけでございます。つまり、すべての郵政事業に係る事務は本省に最終的には集約して所掌されることは申し上げるまでもございませぬが、それをまず第一義的に分掌いたしますのが地方郵政局、その地方郵政局の事務の一部をさらに貯金事務センター並びに簡易保険事務センターが分掌するという形になります。

ただいま先生がおっしゃいましたように、これが附属機関としての性格を持つのではないかと、このことではございますが、附属機関と申しますのは、現行の国家行政組織法第八条に規定されておりますように、審議会なり試験研究機関、文教施設あるいは医療施設等でございますので、これらの貯金事務センター並びに簡易保険事務センターはあくまでも第二次的な地方支分部局でございます。附属機関としての性格を持つものではないというふうに観念しております。

○小川(仁)委員 今回の移管に伴って、労使関係の話し合いを含めて業務がスムーズに移行していくことが非常に大事だと思ひますし、同時に、今置かれております貯金事業は非常に厳しい情勢でもございます。それだけに、移管後の仕事が非常に有効に機能するために労使というものがお互いに協力し合わなければいけない、特に貯金業務については厳しい情勢があるからそうならなければならぬと思ひますので、こういう改編あるいは統合という場合には労使間で基本的なお話し合いをぜひお願いしたい。そうすることによって郵政省の仕事もまた一層効率を上げることができるところであらうし、国民にとつても非常に大事だと思ひますから、そういう立場で今後とも臨んでいた

だきたいということをお願いして申し上げておきたいと思ひます。

さて、そういう中で臨時職員といいますが臨時補充員というふうな形の人たちがまだこの事務センターにあるわけでございますが、この人たちと今回の統合問題とはかかわりがございませぬでしょうか。

○三浦政府委員 郵政省として臨時補充員として採用してございまして、これはどの局地に勤めておられても皆さん共通の身分でございますので、地方郵政局への統合になりましたも臨時補充員としての身分はそのまま継続いたしますもの、そのように考えております。

○小川(仁)委員 臨時補充員に対して通勤手当はお出しになっておられますか。

○三浦政府委員 お答えいたします。

臨時補充員につきましては、正規の職員と全く同様でございます。通勤手当は支払っております。

○小川(仁)委員 そうすると、臨時補充員の任用期間みたいなものもそれぞれあると思ひますが、貯金局の場合は次のオンライン化までという形で存在するのですか。それとも、オンラインになつてもなお臨時補充員というのが存在するという定員状況でございますか。その辺の計画をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○三浦政府委員 臨時補充員というのは、郵政省臨時補充員任用規程というのがございまして、これに基づきまして採用しあるいは任用してございまして、そういうものでございます。したがって、その仕事の内容がオンラインとかそういうものとは関係ございませぬで、臨時補充員一般のものとしてやりますので、それによって、仕事がオンラインとかそういうものに関係なく、臨時補充員としての身分は継続する、そのようになっております。

○小川(仁)委員 これは郵政省に限ったことではななくて、行政改革後、地方の市町村を含め、いわゆる官庁というところに大変な数の臨時補充員が存在するようになりました。例えば、私の県の県庁へ行つて見ましても、臨時職員の方が正職員より多いとは申しませぬけれども、大変な数でございます。郵政省はそういうところに比較すると数は少ないような感じがいたしますけれども、これは公務に従事する人間がそれだけ必要だということとを一面で意味していると思ひます。したがって、臨時補充員といいますが、臨時職員という存在をむしろ仕事の容量によって正規の職員に採用がえをしていく、こういう形を計画的におとりにならないと、行政改革によって定員は減りましたわ、仕事は減つてない、臨時職員だけふえましたわという一般の傾向が存在するということは、行政をやる立場から決まらぬことではないと思ひますので、そういう点について今後の皆さんの計画といひますか、考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○三浦政府委員 臨時補充員といひますものは、臨時に職員を採用しなければ事業運営上支障を来すおそれがある、そういうときに任用するものでございまして、任用期間は六月以内、こういうことになっております。それで具体的には、職員が病氣によつて休職になる、それから合理化が予定されている局所の職員が退職したとき、あるいは正規の試験合格者で欠員の補充ができていない、こういったときに任用するものであります。そういった場合に、正規の職員を採用しませんが臨時補充員で充当するその理由は、例えば休職の場合に言へば、正規の職員がその休職事由が消滅した、これによつて職務に復帰することが予定されている、そういった場合、それからまた合理化の場合に言へば、合理化の実施に伴ひまして過員となることをご想像される、正規の職員として採用するのは適当でない、そういった場合にこの臨時補充員でやっておく。こういったことではございますので、正規の職員にかわる者、この者として臨時補充員を採用している、このようなものでございませぬ。

○小川(仁)委員 臨時補充員を採用するという法律上の根拠その他は私もわかつております。ただ



すが、こういうやり方はやむを得ずやっておるのですか。定員不足でやっておるのですか。それとも、そうやる方が郵政省として幾らかでも利益が上がるという格好でやっておるのですか。団地の委託配達というのはどういう理由でやっておられるのですか。

○永岡政府委員 団地の配達の主婦の方々には、郵政省から貸与する服装、洋服、上着等を着ていただいております。一応一般の私人とは違う郵政省の職員であるということが外観上からもわかるように配慮をしております。

なお、いわゆる団地ママさん配達と一般に呼んでおりますが、戦後の高度成長時代に非常に大きな団地ができて、郵便の配達に大変難渋した時代がございます。そういった時期にそういったものが生まれてきたという経緯はございますが、臨調等でも、郵便事業の業務をできるだけ民間委託等を進めて効率的な運営をするようにというような御指示もいただいておりますが、そういった今日の政策方針にもかなうものではないかというふうに考えておるところでございます。

○小川(七)委員 話を交えますが、信書というものが持つ概念、どこまでが信書で、どこまでが信書でないというふうな一つの区分みたいなものがダイレクトメールの送達等を含めて問題になると思いますが、どの範囲まで信書に入るのですか。

○永岡政府委員 信書の概念は、私どもはかなり広義に解釈しておりますが、特定の人にあてた通信文を記載したものは、例えば書状であるとか領収書であるとか納品書等であっても信書であるというふうに考えております。

なお、御質問のダイレクトメールが信書であるかどうかということにつきましては、個々のダイレクトメールの内容について判断しなければならぬわけですが、そのダイレクトメールが特定の人にあてた通信文を記載したものと判断される場合には、それは当然信書に該当するというふうに考えております。

○小川(七)委員 信書という場合には当然通信の秘密という課題があるだろうと思えます。さっき

言った領収書とか例えば税金の督促状みたいなもの、こういったものも信書の概念に入るし、それ自体個人にとってはプライバシーの課題になりまうから通信の秘密の範疇に入ってくると思うのですが、そういう通信の秘密というものと信書というものの概念はびったり重なり合いますか。

○永岡政府委員 通信の秘密というのはもつと広い概念で、信書の内容は当然通信の秘密でありまして、それは重視しなければならぬものだと思います。うふうに思っております。

○小川(七)委員 郵政省の郵便業務をする人たちは、信書の秘密を守る義務、これは当然あるわけでございます。そして、その職員であるから守るというのではなくて、職員が通信の秘密を守るための担保といえますか、責任あるいはそれに対する処分等を含めて存在をしたいと思います。そういう点はどういうふうな形での通信の秘密に対する郵政省職員の担保がございませうか。

○永岡政府委員 通信の秘密を守るべきことは、単に郵便法上の規定だけではないと思っております。憲法上の規定でもございまして、我々の基本的な人権の一つでございます。したがって、私どもはそういった重要なことにつきましては、私どもは日ごろから常に厳しく教育訓練を施しております。いやしくも郵便の業務に従事する者が他人の通信の秘密を漏らすようなことがかりせめにもあつてはならないことは日常指導しているところでございます。

なお、法律的な規定といたしまして郵便法にも信書の秘密を侵した場合の罰則規定がございまして、一般の人の場合には一年以下の懲役、二万円以下の罰金という規定がございまして、郵便の業務に従事する者がその職務中知り得た他人の通信の秘密を漏らした場合には、二年以下の懲役、五万円以下の罰金という重い処罰がなされるように法律上もなっております。先ほど申しましたように、そういった法律上の規定以前に、通信の秘密の重要性については私どもは関係職員に日ごろから厳しく訓練いたしております。今日そういう

つたものに対する違反の事実、事犯といったものは起こっておりません。

○小川(七)委員 皆さんの方から見ればそう見えるでしょうが、さっきの団地の委託配達なんというものについては非常に国民に不安感があるわけでございます。今まで、郵政省の職員に対する信頼感、国民の間にもありました。はがき一枚、見ようとするれば見ることも可能なわけでありまして、知ることと可能であります。しかし、郵政省の職員は表しか見ない、裏は見ないのだ、しかも仮にわかれたとしてもそういうことを言っていないから、あるいはそのことを知って、配達された人の家に対する不信といえますか、あるいはそういうことを存在させないという信頼感がありました。

その不安が出てきているのです。だれが秘密を漏らしたとかなんとかというものは具体的にないけれども、そういう信頼感がない臨時職員によって、臨時職員といつても、一定の訓練を受けた、しかも郵政省職員としての矚絆の中に属している職員でないがゆえに、あつ、見られたのじゃないかといったような不安感が、特に同じ団地の中に住む人が配達などをいたしますと出てまいるわけなんです。こういう不安を与えるような状況は除去しなければならぬと思っております。

ですから、先ほどから臨時職員の問題にしておりましたけれども、臨時職員ですから六カ月ごと交代ということになれば、六カ月たてばおやめになったよとか、あそここの家へはこうこうという種類のものが来ておつたよとかといったことを話すかもしれないし、あるいは話すのではないかと、不安が存在するのです。したがって、私は特に信書配達部分については臨時職員はおやめを願いたい、そうしなければ郵政に対する国民の信頼がますます下落していきまうよ、こういうことを申し上げたいのです。ですから、臨時の職員による配達をおやめになる方針はないのか、できる限りこういうものを除去していくという計画的な状

態がないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○永岡政府委員 団地の配達をそこに住まわれている主婦の方々にお願しているケースは全国的に大都市でかなりあるわけですが、そういった配達やり方はいろいろなメリットもありませんが、先生御指摘のようなデメリットも否定できないと思っております。したがって、ある制度の場合にある程度のデメリットを内包するということは避けられないことだと思っております。トータルとして、私たちは団地のママさんによる配達を廃止して、私たちは現在持っております。先生御心配の隣近所のいわゆる自分の知っておられる方が郵便を配るといふ例は、村の人たちはもう皆さん顔なじみでございます。どこにどうい郵便が来たというところは当然業務をやっていく上において、でも知り得る立場にあるわけなんです。したがって、そのことは避けたいことだと思っております。要はそういうことを漏らさない、業務上知り得他人の秘密を漏らさないというような訓練がしっかりと行なわれて、国民が安心して生活できるという保障がなされればよろしいのではないかと、うふうに思っております。団地におけるそういった配達につきましても、今後とも引き続き、業務上知り得る立場にある他人の秘密についてしっかりと守る、他に漏らさないということについて徹底した訓練をしながら、こういったメリットも多い制度については維持していきたいというふうな考えでおるところでございます。

○小川(七)委員 メリットは何があるのです。○永岡政府委員 私どもの方から見ると、効率的だ、端的に言えば労働力としても安いということもございまして。それから団地の奥様の立場に立てば、そこに労働のチャンスがある。私たちがよく聞くことでございますが、奥様がいろいろなアルバイトをされる、夫婦共稼ぎされる場合に、団地の配達であれば家から余り離れないでそういった収入が得られるものですから、小さな子供さんを抱えておられるまだ比較的収入も少ない

家庭の奥様方には、大変格好な職業と申しますか、そういったメリットもあると私もは考えております。

○小川(七)委員 郵政の事業というのを今みたいなメリットで物を判断していったら、通信の秘密も信書の送達なんというふうな大上段に振りかぶったことも存在しませんよ、安ければいいんだというのだったら。郵便職員がやらなくて宅送会社なり何かへ頼めばすぐやれますよ。既に急行宅送便、皆さんの方の小包はそれに負けていったでしょう。同じようなシステムを民間会社がとれば、通信の秘密とか信書の送達という一つのプライバシーや人間関係というものを大事にする存在としての行為であるからそれができないのですけれども、安いで配達できるから郵政省は幾らか助かりますよとか、あなたの話を聞いていると、アルバイトの仕事が欲しいから、その部分ならやれるからというだけの安易性、これは安易性ですよ。他のアルバイトでもいいし郵政省の委託のアルバイトでもいいという状況の中でそのアルバイトを引き受ける、こういう中から信書の送達とか通信の秘密とかいったようなものが守られるとお考えになると、既にこういう公共事業を経済性なり効率性なりそんなものだけで割り切っているというところ、非常に大きな間違いがあると思うのです。私は、そういう考え方を捨てて、本当に通信の秘密なり信書の送達なりを郵政省の本質的な仕事だとお考えになるなら、団地の委託配達とか臨時による信書の送達などというのをやめになるのが至当だと思っております。これは郵政事業の基本にかかわる考え方の問題だと思っておりますので、大臣の答弁をお願いしたいのですが。

○奥田国務大臣 確かに先生の御指摘されるように、信書送達には個人の秘密という形を守らなければいかぬというのは根本原理でございます。したがって、今郵務局長が答えましたけれども、ちょっと舌足らずのような気がしてなりません。正規の職員で戸別配付をするというのが当然のことでございます。しかし、今日のような急増したよ

うな団地配達に關して果たして増員が適切に行われるかという点、それもままならないという今日の事情もあるわけでございます。そういうときに、自然発生的に協力を申し出られた方に臨時の職員としてをお願いをしておられるのが実態であるかと思っております。したがって、今後これらの形は、発生の経緯はともかくとして、やはり信書を送達するという基本に立っての郵便業務の本来からいえば、こういった臨時補充員は極力減らしていく形の中で、正規職員による戸別配達というのが望ましいことは御指摘のとおりであらうと思っております。

○小川(七)委員 行政の仕事というのはお互いに国民の信頼感というものが存在しなければ成立しないと思っております。その信頼感というのは、先ほどの話ではありませんが、よく訓練され、よくその趣旨を体した専門の職員によって行われることによつて効率も上がりますし、国民の信頼感も上がる。今のやり方を見ておきますと、何かしら国民の信頼を次第に失いつつあるような感じがしないでもありません。

そういうわけですから、さっきの大臣のお話、臨時職員を極力減らして正規の職員によつて配達をやっていくという方向性を今後の皆さんの行政、予算、定員等に反映させていただくように、この機会に、大臣の言葉じりをつかまえたように恐縮でございますけれども、お願いをしておきます。さて、郵便関係のことは以上いたしましたので、今度郵便貯金その他の関係のことについて伺いたします。

大蔵省の方、おいでになつておられると思っておりますが、現在金融関係、特に資本の自由化、金利の自由化という問題が非常に強く言われております。大蔵省でもその問題についてかなり御検討をしておられると思ひますし、金利の自由化というものはもう時代の要請、こう言つても過言でないし、また大蔵省自身、金融制度調査会小委員会の第一次中間報告も出されておられ、五月末には一つの方向

性を出すというふうに新聞等では伝えられておりますが、金利の自由化問題について大蔵省は今どのような検討をし、どういう方向性を志向しているかということについて御説明をお願いしたいと思います。

○永田説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、現在大蔵省におきまして金利を含みますところの金融の自由化あるいは円の国際化と申しますか、広い意味での自由化の問題について検討を行つております。御指摘のとおり、五月末を目指しまして現在検討中というところでございます。

先生御指摘いただきましたように、昨年の四月に金制の小委員会、これは金融の自由化の総論と申しますか、考え方を提出していただいたわけでありました。したがって、先ほど申し上げました現在検討中のものにつきましては、基本的には、金融の自由化につきましては昨年の金融制度調査会でもいただきました中間報告をベースにいたしましたので、その後の金融の自由化を背景にいたしまして少し具体的に発展させていきたいというふうに考えております。

それは具体的に、特に金利の面につきましてはどのような方向で考えておられるかという御質問でございますが、この点に關しましては、御存じのとおり既に金融の自由化、金利の自由化というものは進展してきておられて、特に内外資金の移動の活発化とか、あるいは国債の大量発行に基づきますところの公社債市場の拡大といった形で進展してしております。したがって、基本的な姿勢としておきましては、この自由化の流れに對しまして前向きに對処してまいりたい。ただし、経済、金融あるいは金融秩序に影響を与えないように漸進的に進めていく必要があるというふうに考えております。したがって、そういう観点で金融の自由化、金利の自由化をソフトランディングさせていくというのが基本的な姿勢でございます。

特に金利につきましては、既に自由化が一部進んでおりますところの自由金利商品であります例

えばCDの一層の条件緩和、現在、金額単位が三億円ということになっておりますが、これらを一層条件を緩和してまいりたいようなこと、あるいは市場の金利に連動してまいりたいところの市場連動型の預金といったものの検討等から入りまして、大口預金の規制の緩和あるいは撤廃といったものに進んでいくというのを考えております。その検討あるいはその実施といったものを踏まえまして、小口の預金金利等についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○小川(七)委員 新聞も含め、今のお話も含め、CD等の大口預金金利から自由化をしていくという方向性のごさいます。そしてまた、小口預貯金金利については、漸進的なという形からいいますと最後になっていくという傾向があります。小口金融預貯金が最後まで取り残されるという理由、考え方、その点についてお考えを伺いたしたいと思います。

○永田説明員 お答え申し上げます。大口の預金金利から進めていくという考え方を申し上げたいと思ひますが、これにつきましては、金利の自由化というのには先ほどお話し申し上げましたように、既に国債を中心とした債券市場の拡大とかあるいは内外資金移動等の大口の専門家を中心としたマーケットを通じて促進されているというのが現状でございます。預金の分野におきまして、今お話ししました大口の自由金利商品であるCDの創設とかその発行条件の弾力化によつて、自由化が漸次進展してきております。したがって、この流れに沿つて自由化を進めてソフトランディングさせていくということが自然な形ではないかと我々は考えておるわけでありませう。

小口の預金金利の自由化につきましては、そういう形で進めていくことではございませんが、小口貯蓄の金利につきましては多分に不安定な金利変動の可能性もある自由化を行うことについての可否の問題とか、あるいは個人預貯金の約三割を占め残高でも八十兆円を超えております郵

便貯金の金利の決定方法とか、こういっただけのものつきまわして検討すべき問題点も多いかと思ひます。

したがって、繰り返しではございますけれども、大口預金から始めまして、順次ソフトランディングさせながら金融の自由化あるいは金利の自由化を進めていくというのが自然の姿のように考えている次第でございます。

○小川(七)委員 現在の自由化を抑えているのは、臨時金利調整法、これに基づくと大蔵大臣の告示と、それから日銀のガイドラインだと思ひますが、これを撤廃して金利の自由化という方向性を出していくのか、それともこれはそのままにして、短期の金融市場等を中心にして自由化を進めていくのか、この点についてはどうですか。いわゆる臨時金利調整法の撤廃ということは考えておられるかどうかということですか。

○永田説明員 お答え申し上げます。

将来の問題といたしましては、先生今御指摘の臨時金利調整法に基づく上限金利といふ点から、さらにそれに基づきまして日銀のガイドラインで現在機関別に金利の上限を定めておるわけでございますが、これにつきましても将来は検討の課題になるというふうな我々考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、現状で参りますと、大口の、特に市場性のある預金からその金利の自由化を進めていくのが自然であろうかと思ひます。したがって、大口預金金利に入る検討と申しますか、そういうものが進んでいく過程の中で、臨時金利調整法あるいはそれに基づくガイドラインの存在といふ点も、それについても検討はしていく必要があるかと思ひますが、現在直ちにその検討が必要であるというふうなところまでは検討が進んでおりません。

○小川(七)委員 預貯金総額が五十八年三月末で三百八十兆円、その中で非課税預貯金額が二百一十六兆円、六〇%になっています。この部分を除いて自由化ということは、これは少額の預貯金をもって生活をしておる国民を金利の自由化から見放

している、圏外に置くという結果になってしまうわけでありませう。そういう形の金利の自由化、小口預貯金を抜きにした金融の自由化なんというのは国民からどういふ感情をもつて迎えられるかというところをお考えになったことはございませうか。

○永田説明員 お答え申し上げます。

先ほど来申し上げておりますように、金利の自由化につきましては、これは一つの流れといたしまして適切に対処していかねばいけないわけでございますが、その場合に、小口の預貯金金利につきましても検討の対象となることは当然でございます。ただ、私先ほど来申し上げておりますものは、その手順と申しますか、それにつきましても、大口預金金利から入っていくのが自然な姿ではないかと申したわけでございませう。

繰り返して申すに、先ほど申したとおり、大口の預貯金のウェイトというものが先生御指摘のとおり大変多いわけでございませう。したがって、当然その預金の中心というものはそこにありまして、当然その中心と申しますか、先ほど申し上げましたように、小口の預貯金といふ点から小口貯蓄の金利につきましても、自由化が進んでいく当初の過程におきましては不安定な金利変動の可能性とかそういうものもあるわけでございませう。自由化の方向を十分見定めた上検討するので、適当ではないか、かように考えている次第でございます。

これは蛇足でございますけれども、市場との関係で、金利の連動関係と申しますか、こういう点からいいますと、預金金利の自由化を全体としてソフトランディングさせていくということが先ほど申し上げましたように必要なんです。預金金利は現在でも全体の金利のバランスの中で弾力的に改定されておるわけでございませう。例えば、アメリカで一九七〇年代に金利の改定が行われたのが三回でございますが、日本の場合には同時期、一九七〇年代に十三回というふうな形で、金利の自由化が周りで進みながらそれに合わせて金利の改定を弾力的に行っているということも事実

であろうかと思ひます。非常に蛇足なお話を申し上げまして恐縮でございますが、先ほどのように手順として大口預金金利から入っていくのが自然な形ではなからうかというところでございませう。

○小川(七)委員 この臨時金利調整法によりまして現在の小口の預貯金は非常に苦しい状況にあるわけでございます。政策的に決められた規制でもって利率が決められ、それを数字で見ますと、過去十年間で平均物価上昇率が七・七%なのに一年間の定期預金の平均金利が六・三%、こんなふうな物価にも追いつかないような目減り状態が行われているわけでありませう。現在も非常に苦しい状況に置かれ、そして不公平な扱いを受けておられる小口預貯金金利といふものが、金利の自由化のときに、市場の実勢反映、これをもたらしようとする金利に変わっていくということは当然のことだと思ひます。それを大口から入る、小口の方は検討する、こういう扱いでは小口に対してちょっと酷になりはしないか。今まででさえこういう不公平な状態があったわけでございませうから、当然のことながら金利の自由化といふときには、大口から入る手順があったとしても小口をそれに連動して直ちに自由化する、こういう方向性を出さなければ、検討検討という形だけで置いておくような結果になりはしないかという懸念を持つわけでございませう。こういう懸念はございませうか。

○永田説明員 お答え申し上げます。

先生今御指摘の小口を置いていく、あるいはその目減りの状態といったもので過去来ているというお話でございますが、繰り返しになりますが、先ほど私申し上げましたように一つの手順といふことで考えておるわけでございませう。大口からというところは、あるいは大口専門家という世界あるいは国債資金の移動の世界あるいは国債のマーケットの世界といふのは、ある意味で金利の乱高下というものも懸念されるわけでございませう。したがって、おっしゃった金利の自由化という意味は、ある意味で上と下へ両方に金利が激しく動

く可能性があるというわけでございませうので、先ほど申し上げましたような自由化がある程度ソフトランディングしていきうような過程の中で小口預貯金金利につきましてもある程度安定的な金利の方向を探っていくということも、一つの検討課題になるのではないかと考えておるわけでございませう。ちなみに、ドイツなどの金利の状況を見ますと、これは既に自由化がなされておりますけれども、小口預金金利につきましても大口の金利に比べますと非常に安定的な金利の推移をたどっているという状況にございませう。

先生御指摘の消費者物価上昇率と金利の関係でございますけれども、これは小口預金金利に限らず全体の金利の問題であると思ひますが、基本的にはインフレを抑えるというところからそのターゲットがあると考えておられて、確かにオイルショックの時代に入りました金利の統計をとりますと御存じのようなところもあるかもしれませうが、現在ではその点はある程度改善してきているのではないかと考えております。

○小川(七)委員 もう一つは、金融制度調査会小委員会の第一次中間報告の中に、公的金融のあり方について、金利決定方式を含めた郵便貯金のあり方の再検討のほか、政府関係金融機関についても一部民間金融機関との競合が生じているとの指摘がある点を考慮し絶えず見直していくことが肝要である、こういうふうな書き方をしておるわけでございませう。郵便貯金のあり方の再検討ということを金融制度調査会小委員会がお話してありますが、今どういふふうな形で検討が進んでおるのか、それとも、ただこう言っただけで具体的な検討が行われていないのか、その点をひとつお話し願ひたいと思ひます。

○永田説明員 お答え申し上げます。

御指摘の金融制度調査会小委員会の中報告でございますが、ここでは、一番最初に私が申し上げましたように、金融の自由化の総論といたしまして委員の先生方から御意見をいただいて、これをまとめさせていただいたということでございます。

して、金利のみならず業務の問題その他各般にわたって金融の自由化を総論的に取り上げておるわけでございます。

その中で、今御指摘の郵便貯金の問題でございますが、これは金利のところに出てくるわけでございますが、あくまでも民間の金利のことを述べたおるわけでございますけれども、その際に、先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、今後小口預貯金金利の自由化というものを考えていくときには、民間預貯金金利と郵便貯金金利が均衡のとれた形で決定されるルールなりシステムを一層確立していく必要があるということをお指摘いただいている次第であるわけでありまして。

現在の検討状況はどうかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、現在、民間の預貯金金利につきましてC Dの一層の弾力化とか大口預貯金金利というものを検討中でございますが、これから郵便貯金金利の問題につきましても関係方面の方々と十分にお話をしたいかなければいけないというふうに思っております。

○小川(七)委員 今の問題に関連して郵政省の方にお聞きしますが、この金利の自由化問題はもう避けて通れない状況と思えます。そういう中で、大蔵省はまだ検討中ということですが、検討される対象としての郵便貯金をお持ちの郵政省としては、それに対する御意見、御見解が当然あると思えます。この際、郵政省の基本的な考え方、そして対処の仕方をきつちりと御説明願いたいと思えます。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。

金利の自由化というのは、国内的にも国際的にも要因が高まってきて、避けられない状況であろうというふうに思っております。したがって、郵便貯金といたしましても金利の自由化に前向きに取り組まなければならないというふうに考え、いろいろ検討いたしているところでございます。

先ほどからお話ございました大口、小口の議論についてでございますけれども、我が国におい

ては郵便貯金を含めて幾ら大口であり幾らからが小口であるという決めがまだないわけですが、非課税貯蓄の範囲のものを小口としてみましても、先生御指摘のように預貯金の総額の六割を小口が占めておる。これは、ある意味では我が国の特性であろうかと思っております。これを圏外に置いての自由化というのは自由化とは言えないであろうし、また、これも先生御指摘のとおり、本来得べかりし金利というものが自由化によって得られるということでございます。自由化に対応して積極的に小口についても自由化に向かわせていくという仕組みを考へなければならぬであろうというふうに思っております。

特に、自由化という場合に、アメリカの例を見ましても、今までの規制金利商品から自由金利商品に預金なり何なりがシフトしていきまう、そこで、規制金利で縛られておいても預金が集まらなければ金融機関は商売にならないわけでありまして、規制を外していくというのが自由化対応の問題であるわけでありまして。我が国においてもそういうような動きというのが現に起こっておりますわけでありまして。さらに、これからの眺めてまいりましても大量の国債発行というのが続くであろう、あるいは償還期限が二年未満というような期近債というようなものが六十兆には三十兆近くにもなるであろう。こういったものは当然一年、二年の預貯金との競合を来すわけでありまして、なお、既発債の銀行窓口での取り扱い、ディリンクというふうなものもこの六月ぐらいから始まるという話もございまして。そういったようなことを踏まえますと、新しい自由金利の商品というものをさらに開発されていくのではなからうか。そういったものに、規制をいたしておきましても資金が自然とシフトしていくであろう、これをとめるわけにはいかないから、どうしても自由化というものが必要なのではないかと、どうも自由化というわけでありまして、規制の枠の中に閉じ込めておけるならばそれはいいわけでありまして。

れども、そういったことができないからの確かな自由化対応というものが必要であろうということでございます。特に我が国における貯蓄の構造から見ましても、小口というものを大口の自由化とそうタイムラグを置くということはできないのではないかと。むしろ閉じ込めるという方策をいつまでもとっておくと、かえって金融秩序に混乱を生ずるのではなからうかという気がするわけでありまして。

なお、小口というものが手間がかかるから、小口商品については金利の乱高下というものに余り左右されない方がいいということから、小口はなるべく後にというふうな議論も出てくるようではあります。これは規制をしてそうするということではなくして、自由化をして、そして顧客のニーズに合った商品を金融機関が開発をする、それをお客様が選ぶということでも対応すべきが本筋であろうというふうに思っております。

また、郵便貯金が我が国において小口の個人の預金の中で相当のウェートを占めておるといふことで、この金利のあり方というものが金利の自由化の一つの前提になっているというふうな議論も聞かお聞きするわけでありまして。金利の自由化という場合には、昨年の十月、アメリカあたりでも金利の自由化がほとんど完成をしたわけでありまして、西ドイツあたりにおいても既に随分昔から金利の自由化はされているわけでありまして。これは、市場実勢というものを踏まえて、各金融機関の経営戦略も織り込んで、合理的にそれぞれの金融機関が決めるというのが自由金利、金利自由化における金利の決定だろと思うわけでありまして。商品も金利もどこかで規制をするということとは、まさに自由化とはなじまない話であろうと思っております。何か民間の金融機関の金利に郵便貯金の金利をリンクさせるとか、あるいはどこかで一元的に決めるといふことがなければ自由化というものができないんだという議論は、自由化という概念と全く相矛盾する概念であると思うわけでありまして。郵便貯金も市場実勢

を踏まえて合理的な金利をつけられるような仕組みを、これは私も、郵便貯金自体としても考えなければならぬ点がございまして。

現在、郵便貯金の資金の運用は、資金運用部に一元的に運用されている政策的な金利で決められているわけでありまして、預金金利の方に自由金利をつける、片方、はいり口と申しましようか、運用の方は低く政策的に抑えられているということでは自由化対応はできないわけでありまして、入ってくる方の資金の運用の面につきましても自由化対応ができるように、市場実勢というものが反映できるように、国債を郵便貯金資金で郵政大臣自身が運用するというような道を開く必要があるであろうということ、そういうことについての要求も、また御理解をいただくと、これからのいろいろ努力をしていかなければならないと思っております。

いづれにいたしましても、個人の健全な資産形成のために、郵便貯金といたしましては確かな自由化の対応をとらなければならない、こういうふうにお考えいただいております。

○小川(七)委員 今非常にいいお話がございましたが、実際、郵便貯金というものは資金運用部によって全部その資金が押さえられて、それが財投にほとんど回っている、こういう格好ですから、金利の自由化ができてその部分のネックがあるわけですね。

今、運用の話がありました、国債というお話。昨年、郵政省は一兆円の国債を買い付けようとして、これが成立しなかったという経過があります。それはどういう経過で国債の購入ができなかったのですか。国債が売れて売れて売れ過ぎて、とても郵便局なんかには回し切れなかったという形なのか、それとも、郵便貯金自体の運用というものは財投一本でいい、こういう財政当局の考え方であったのか。折衝に当たられた郵政省でもいいし、それからこのことに対する大蔵省の考え方もいいから、お聞かせ願いたいと思っております。

○澤田政府委員 一兆円の国債を郵便貯金の資金をもって買うということによって、郵便貯金資金

の方にも市場実勢というものを反映する仕組みが必要である、これはただいま申し上げました金利の自由化に対応するためにぜひ必要な方法である、また、郵便貯金自身が的確に金利の自由化に対応できないければ、ある意味では日本全体の金利の自由化というものが的確に対応できないであろう、そういうことで、いろいろな手段取り等はおありだろうと思えますけれども、その仕組み自体は早急につくる必要があるのではないかと、ということ、大蔵省の方とも折衝したわけでございます。

しかし、長年の経緯もございまして、郵便貯金資金が財投の大きな役割を占めている国家的な、公的な資金であるという性格から、財投の一元的運用というような従来の一つの課題もございまして、ただ、この点につきましては私どもの考え方を若干申し上げさせていただきます。

財投の一元的運用というのは、ある意味では、私ども郵政省においては簡易保険の資金は郵政大臣が直接運用をしているわけであります、これも財投に協力する分野でございますが、こういった点については大蔵大臣、郵政大臣、両方が資金を出し合って運用していくことにより統合性のとれた財投計画の運用ができていくわけであります、郵便貯金資金というものも大蔵大臣だけが運用しなければという問題ではなからう、統合一元化の問題はそういう性格のものであろうというふうに私どもも考えているわけであります。しかし、財政当局といたしましては、第二の予算としての資金運用の問題、その他財投の中に占めているほかの資金との統合の関連、いろいろそういう観点からなお時間をかけて議論をしてまいりたいというところで、私どもも今回の予算要求に当たっては断念をしたわけでありますけれども、冒頭申し上げましたように、自由化対応にぜひとも必要な方策であり、その仕組みというものは早急につくらなければならぬということ、今後とも話をし、御理解をいただけるように努力をしてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○小川(七)委員 その資金の運用の問題になると思いますが、財投だけでは七・一%くらいにしか回らないというお話がありました。しかし、金利が自由化して市場実勢が当然のことながら郵便貯金の利子に反映してくるとすれば、郵便貯金もいつまでも七・一%の枠内で運用することは困難になると思うのです。そうしますと、今の問題で、前年は一兆円の国債ということになりましたが、今年に幾らと言われればはいかぬかもしれませんが、仕組みと言われるその資金運用の枠は総預貯金量の一体どの程度までの運用というものを郵政省の中で考えられているか。もしそういう考え方があったらひとつお知らせ願いたい。

○澤田政府委員 私どもただいま提案をいたしておりますのは、一つの仕組みをつくるということがあります。郵便貯金自体の一つの経営ということで考えますれば、預金金利を決めるあるいは片方資金運用というものを自主的に行うということによって、経営というものが完結した形で行われるであろうというふうに思っておるわけであります。そういう意味ではすべてのものを自主運用をしていくということが一つの形であろうかと思っております。

片や、郵便貯金資金というものの公的な性格というものは、あるいは今後とも必要とされるであろう社会資本の充実という観点からの財投の必要性というふうなもの、あるいは現在貸し付けている財投のかんりの残余額があるわけであります。こういういったものを一体どうするんだというふうな問題も現実的にはございます。あれこれ考えながら、そういうものを相談しながら、具体的にどの程度までどういう形で運用していくかということは今後の議論の課題になるだろうというふうに思っております。

○小川(七)委員 郵便貯金が小口預貯金の中で占める割合というのは比較的大きいわけでございます。それだけに、小口預貯金の金利の自由化がすぐれますと、郵便貯金を利用して国民は郵便貯金に対する魅力が失ってしまうわけでございます。今、郵便局の店舗数を見ますと、特に郡部における店舗と都市における店舗を見ますと、郡部に四〇%の局があるわけでございます。私の岩手なんかの経験によりますと、例えば鉱山がござりますと銀行は撤退いたします。しかし郵便局は残つてくれるわけです。この前も菅林署の統合問題がありました。統合反対で商工会の人たちが頑張った一番大きな理由は、統合したら銀行が撤退するということだったので、林業に働く人たちは仕事がなくなくなるのですが、商工会の人たちは、銀行が撤退する——銀行は、このようにその地帯において企業としてのメリットがなくなりまして、いとも簡単に撤退をするわけでありまして、しかし、郵便局だけはそこに残つて庶民の金融機関として、貸し付けがないからちょっと金融機関という言い方にはならないと思えますけれども、自分のお金の出し入れ、送金あるいは受け取り、こういった役割にこたえているわけでありまして、店舗の割にはあるいは総預金量は少ないかもしれませんが、せぬけれども、現在日本の津々浦々にあつて国民のそういう要求にこたえているのが郵便局だと思つております。

しかし一方では、そういう地帯にも信託等の嘱託員と申しますかそういう人たちが入つて、ビッグの売り込みをやり、マル優を売り、いろいろな形で入つてきています。ですから、もし金利の自由化が小口、特に郵便貯金を中心におかれますと、いわゆる預貯金資金が郵便貯金から離れて、一層市中銀行にあるいは普通銀行に流れていく、いわゆる資金の大きな流れが変わつてまいらぬと思つております。そういうことになりますと、郵便貯金も安閑としておられない。むしろ安楽死なんというふうな状況さえ出ないとも限らない状態。国民の気持ちと非常に大きく離れた状態が出てくるだけに、郵便貯金を軸にした小口金融について

は市場実勢が反映できるような金利をぜひともつくり出す、こういうことについて郵政省は一つも遠慮することはないと思つております。私たちのような農村部においては特にそれを強く希望いたしますので、大蔵省に対して譲らずそういう状況をつくつていただきたい。特に大臣、郵政省の責任を全部背負つておられますから、今私が申し上げたようなことに対して明確に態度を表明していただきたいと思つておりますが、いかがでございますか。

○奥田国務大臣 郵貯は本当に汗とあぶらの結晶と申しますか、大衆のそういう貴重な結晶をお預かりしておるわけでございます。したがつて、郵貯の金利決定に当たりましたは、これは特別に決められてもおるとございまして。しかし他方、余りにも巨額な資金でもございまして。現在でも八十五兆の残高を有しておるわけでございまして。したがつて、やはり市中の金利等にも配慮しなければならぬことも当然でございます。そういったことから、大蔵大臣と整合性を含めて相談して、市中金利等にも配慮しながら今日郵便貯金の金利決定を行つてきているという経緯でございます。

もちろん、この郵貯が財投原資として国民の生活なり社会資本の蓄積に果たしている役割というものは、もう私がちようちよ述べた必要もないことでございます。そういうことでございます。私たちは、まず第一にそういう少額預貯金者の貴重なお金をお預かりしているこの金利は何としても立派に確保しなければならぬという根本命題と同時に、他方それが使われている財投原資としての大きな役割を考えながらやっていかなければいかぬというところに今日郵便貯金の当面している非常に難しい問題点があるわけでございまして。

しかし、全く御指摘のとおりでございます。今日、金融の自由化、金利自由化の趨勢は避けられないという原点上に立つたときに、私たちは、自主的な運用も含めて預貯金者の利益を守つていかなければならぬという立場から、大蔵側と、この

は市場実勢が反映できるような金利をぜひともつくり出す、こういうことについて郵政省は一つも遠慮することはないと思つております。私たちのような農村部においては特にそれを強く希望いたしますので、大蔵省に対して譲らずそういう状況をつくつていただきたい。特に大臣、郵政省の責任を全部背負つておられますから、今私が申し上げたようなことに対して明確に態度を表明していただきたいと思つておりますが、いかがでございますか。

問題、自主運用を含めての問題点について今後とも前向きに真剣に検討し合つてまいりたいと思つております。

○小川(七)委員 今大臣及び局長のお話を聞きましたので、小口預金、特に郵便貯金を利用している者もこれはある程度安心できると思つています。ただし、郵便貯金は余り伸びていませんね。伸びていないというのはどういふところに原因があるというふうにお考えになつておられますか。

○澤田政府委員 先生御指摘のとおり、この数年間、特に五十五年は金利の天井感というのがあります。民間金融機関も含めまして預金の獲得というものが伸びた時期がございまして、押しなべて下降線をたどつておるといふことございまして、郵便貯金について申し上げれば、今年度の純増目標も昨年の目標を大きく下回ります。一兆円というふうな状況でございます。

こういふ下降傾向にあるという一つの原因といたしまして私どもも考えておりますのは、高度成長から安定成長に移つて可処分所得というものの伸びが低くなつたというふうなことで、これは、貯金の獲得につきましては夏冬のボーナス期というものが大変大きな時期ではございまして、夏冬のボーナスを見ましても伸びというものがほとんど見られないというふうな程度でございます。こういふことが預金の伸びに大きく響いているのではなからうか。いま一つは、新しい金利商品としてのビッグとかワイドとか、そういったものへのシフト。こういふものが発売をされたというところによつて触発されましたお客様の金利嗜好の高まりというふうなことから、そういう高金利商品へ嗜好が特に向けられているというふうなことから伸び悩んでいるのであらう、こういうふうな分析をいたしているところでございまして。

○小川(七)委員 話はまた前に戻りますが、事務センター等の改組、こういう中で、場合によると余剩人員も出てくる可能性もあります。今郵便貯金が伸びない理由にワイドとかビッグの商品もあり

ますけれども、私は、それに対するセールスといふかあるいは宣伝といふか、そういう預金獲得部分が簡易保険に比べたら非常に弱いという感じがいたします。そういう方面に対する働きかけといふか、仕事を見つけて出して働かせるというか、そういう方向性もひとつ大きく考えてほしい。自然減でやめさせることだけが今回の統合の能でもあるまい、こう思いますので、そういう一つの営業の方向性。

それからもう一つは、金融機関といつても貸付部分が郵便貯金にはないわけでございます。進学ローンとゆうゆう保険ですか、住宅関係のものもございまして、これが余り大きく民間企業と同じように貸付業務をやるといふことについては問題があると思つておりました。しかし育英に対する貸付金は幾らでございまして、ああいうもので育英の貸し付けなんというところは言えないじゃないだらうか、こういう感じがいたします。したがつて、国民生活の中でこれならばと云えるような、国民のいろいろな利益に役立つ部面の貸付部分というものを、それは民間企業と企業資金のような形での競争ではなしに拡大する方法がありはしないか、こういう面についてお考えをお聞きしたいと思います。

○澤田政府委員 私ども、直接の貸し付けというふうな金融といふまいか、信用供与という形でのものは行つていないわけでありまして、先生も御指摘のように、預金を担保にいたしました貸し付け「ゆうゆうローン」、あるいは住宅建設の促進という観点から住宅積立貯金というふうなものもございまして。あるいは今先生お話しのごとき進学積立貯金という制度がございまして。進学積立貯金につきましては、大体五十四万程度のものを積み立てていただきまして、それと同額のものをも国民金融公庫の方から貸し付けをするというふうな形で御用立てをされているというところでございます。住宅につきましても、実は制度創設以来この限度額が五十万積み立てをいたします。これにさらに百七十五万、現在住宅金融公庫の方から

一般の貸し付けよりも割増しの貸し付けが受けられるというところでございまして、いかんせん、その程度の額では今日の住宅建設というところから見ると非常に少額であるというところで、制度創設の当時から比べますと非常に魅力が薄れておるといふこともございまして。したが、いまして、こういう点につきましてもさらに魅力のあるものにしたというところで、実は予算要求等もいたしたわけでございます。

こういふことについて、我が国におきましては個人に対する金融サービスというものが諸外国に比べればどちらかと言へば非常におくれているということがあるだらうと思つています。と申しますのは、諸外国におきましては、郵便貯金が直接そういう貸し付けを行つておるといふところもございまして、片や営利を目的としない非営利の金融機関というものがかなり発達をいたしております。したが、いまして、そういうところが個人の預貯金、また貸し付けというものを専門的に行つておるといふことで、個人の金融活動の充実ということをそういう面で制度的にも補えるような形になつておるわけでありまして、我が国の場合、そういう個人専門の非営利といふと郵便貯金だけであるというふうなことで、そういう点についてはまだまださらに充実をしよう必要があるだらう。特に先生御指摘のよう今日の日郵便貯金の状況あるいは激しく変わる今日の金融環境という中で、個人の金融活動というものがさらに充実発展をしように、郵便貯金といたしましてはサービスの拡充、充実あるいは新しい制度の創設というふうなことに今後とも努力してまいりたいと思つておるところでございます。

○小川(七)委員 営業問題……  
○澤田政府委員 失礼いたしました。  
外務活動という点がかう少し充実すべきではなからうかという御意見でございます。私どもも現在在外務員を持っているわけでありまして、外務員につきましても、実は私どもも従来の形での貯金を

を集めるというふうなことにとどまらず、この三月末に全国の郵便局一万九千を網羅いたしましたオンライン・ネットワークというものが完成をいたしました。これに基づきましていろいろな新しいオンラインを組み込んだ商品を逐次販売をしてきておるわけでありまして、こういう点につきましてもさらに、外務員にも販促進ということに関心をもち、セールスに力を入れるように教育も、また努力を要請いたしておるところでございます。いろいろな形での総合的な人的資源の有効活用ということにつきましても、先生の御趣旨を体しまして今後とも努力してまいりたいと思つています。

○小川(七)委員 一つの統合とか改正といふときには必ずそれに伴う人員の整理とかいろいろな課題がありますが、今言ったような考え方の中に、そういう人員を振り向けるとかいろいろな形で今まで働いてきた人たちが不遇な状態にならないように十分御配慮願いたい、こうお願いを申し上げます。大蔵省の方に伺いますが、グリーンカードを六十一一年一月から実施ということになりますと、本年度中に予算編成をしておかないと間に合わないわけでございます。八月の概算予算までちょっと時間があるといふすけれども、グリーンカード問題についてどういふ方向で、予算をつくるような形か、あるいはこれを捨て去るといふ形か、御検討しておられましたらお伺いしたいと思います。

○伊藤説明員 先生の御質問のうちの前半の部分、予算関係は国税庁の方から後ほど御答申申し上げますが、グリーンカード制度を含めまして利子課税の検討、今後の方向という部分につきましては私の方からお答え申し上げます。  
御案内のように、利子課税に関連しましては、現行制度はグリーンカード制度というのが実定法として既に制定されております。ただ、御案内のような経緯で当初の予定が三年施行延期というふうになつておりました、その実施が、当初の予定

の五十八年一月一日というのが六十年一月一日の五十八年一月一日ということになります。したがって、そのときまでにそれにかわる別の方法が考えられない場合にはその制度になるということですが、本件につきましては、政府の税制調査会におきましてこれまでの経緯等を踏まえて、利子課税のあり方をもう一回検討し直そうということから、去年の夏ぐらゐから議論をスタートさせまして、昨年の秋に中期答申というのをいただいております。

ただ、その段階での答申では、大まかな方向といましようか議論はなされておりますけれども、具体的にどういう方法がいいかという点については引き続き検討ということで、宿題になっております。その意味で今後とも税制調査会において御審議いただけるものと思っておりますが、私どもも、そこでの審議を踏まえて今後の方向を探ってまいりたいというふうに思っております。

○宇都宮説明員 グリーンカードに関する予算要求の問題についてお答え申し上げます。

今一課長から御説明ありましたように、グリーンカード制度につきましてはその実施が三年間延期されまして、現行法ではカードの交付等が六十年一月一日からということになりますので、その予算上の手当ては先生の御指摘のとおり六十年の予算算において措置する必要があります。ただ、今一課長がお話し申し上げましたように、利子配当課税のあり方につきましては税制調査会で検討が行われておりますので、六十年の予算要求そのものにつきましては、その検討状況を踏まえて事態の推移に応じて適切に対処してまいりたい、こう考えております。

○小川(仁)委員 検討は、いつごろまでに結論が出るのですか。

○伊藤説明員 税制調査会の中期答申は、先ほど申し上げましたように比較的総論的な議論で終わっております。年明けましての年度答申におきましても御議論いただきましたが、そこでも具体的な今後の方策というのはなお引き続き検討という

ことになっております。

ただ、時期的な問題につきましては、五十九年度の税制改正に関する年度答申におきまして、できればこの夏を目途にということですが、そういった趣旨の御答申をいただいております。ただ、審議自体が現在進行中であり、今後に向けての話でございますので、税制自身もみずからの努力目標として夏ということをおっしゃられるのではないかと、このように思っています。

○小川(仁)委員 その検討の中身の重点になっているのは、いわゆる小口の預貯金に対する課税、現在の非課税制度をなくして税金の増収を図る、こういう形で進行しているというふうに聞いておりますが、そのとおりでしょうか。

○伊藤説明員 非課税貯蓄は、先ほど先生御指摘になりましたように個人貯蓄全体の約六割を占めております。その意味で、非課税貯蓄のあり方というものは当然御議論、御検討いただいておりますけれども、そのみをどうこうするということではなくて、非課税貯蓄を含めまして全体の利子課税のあり方がどうあるべきかということで御審議いただいております。ただ、具体的な方向をどうするかというのは、今時点まだ答えをちょうだいしておりませんが、今後御審議を深めていただけるものというふうに期待しております。

○小川(仁)委員 何か少額の貯蓄その他に四〇％ぐらいの税金をかけておいて、後から申告すればそれを二〇に直すといったような総合課税方式、そういうようなものが伝えられておりますけれども、現在の少額の非課税制度あるいはマル優制度、それから郵便貯金があります。あるいは少額の三百万までの国債の特別マル優、こういう制度といふのはかなり国民の間になじんでまいっておりますし、そしてまた、現在のような福祉が切り捨てられる、高齢化社会になってくるという状況の中で、自分が生きるために一定額のお金を貯金をしておかなければならないという人たちが、これは非常に魅力のあるものなんですが、この部分に対しても課税という方向で検討しておる

のか、こういう部分はやはり国民の最低生活をあつて程度保障してやる部分だということでは手をつけない、こういうふうな方向で話が進んでいるのか、その点については。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、具体的な課税方式のあり方、非課税の貯蓄の部分を含めましてのあり方につきましては現時点で具体的な方策はまだ打ち出されておられません。これまでの議論で税制調査会でも言われておりますのは、個人貯蓄の中で六割も占めておる非課税貯蓄について今のままではいいのかわるかという議論ももちろん含めて議論をすべきであるという御意見はいろいろございます。ただ、じゃ具体的にどういう方向がいいのかという点につきましては、各論の議論としてはまさにこれから議論であらうかと思っております。

先ほど先生おっしゃいました非課税貯蓄のこれまでの経緯、定着してきておるではないかといったような御意見も、当然中にはございます。ただ、調査会全体としてどういった意見に集約されていくのかというのはいまはこれからのものでございますので、今後の方向を見持って申し上げるのはいまの時点ちょっと差し控えていただきたいというふうに思っています。

○小川(仁)委員 税制調査会というのは税の専門家の集まりでしょうが、貯金をしているのは国民の方なわけですね。大蔵省というのは優秀な方々がそろっておられると思うが、そういうものにお聞きしない結論が出ないというふうな格好で一つの方向性を我々の前にぼやかしてしまっておられるわけなんです。そして新聞だけがぼぼぼぼといろいろなものを書いてくる、こういう状態といふものをつくり出しているというところは非常にいけないことだと思うのですよ。大蔵省は最エリートの方々がそろっていると思うのでございますから、一つの方向性というのを明らかにしていく、こういう方向で諮問をするとかこういう方向で国民に意見を問うとかいうような形をおとりになるべきだと思います。多分きょうこういうことにつ

いて質問しても検討中でございますというところでお話が終わるだろうということを予測しながら質問をしなければならぬというふうなことは、実は非常に腹の立つことでございます。

ここで郵政省にちょっとお聞きしますが、郵便貯金もその対象になるわけでございますが少額預貯金、現在三百万円まで非課税でございます。これに税金がかかる言ったら、郵便貯金は運営できますか。財投でもって七・一で回してもらって、そして現在の利子にまた税金がかかって、それから国民の方に支払っていく、これでは国民はほとんど郵便貯金から離れていくわけです。金利の自由化からおくれるわという形で一番郵便貯金が、今の非課税問題、金利自由化問題を含めて、非常に窮地に陥っているような感じがするのですが、これに対して郵政省どうお考えになっておりますか。特に少額預貯金に対する課税の問題についてのお考えをお聞きたいと思っております。

○澤田政府委員 貯蓄の重要性というのは今さら申し上げるまでもないわけでありまして、戦後の復興あるいは高度成長の達成ということができた大きな原因というの、我が国の高い貯蓄率に支えられ、しかも臨金法のもので低い金利をつけておったということ、そういう安定した大量の資金の供給が活発な投資を促進したことによるということが言われているわけでありまして、今日におきましても、百兆を超える大蔵の国債発行というものがあつながらトラウディングアウトというふうなものもインフレというふうなことも起こらずに比較的安定した経済運営がなされているのも、高い貯蓄率による貯蓄が存在しているということであらうということが言われているわけでありまして、この点につきましては諸外国においてもかなり高い評価がされているわけでありまして、したがって、今後の状況を見ましてもなお貯蓄というものの重要性というものはなくなることはない。むしろこれからの高齢化社会というのを見れば、また先生先ほど御指摘ございましたように、最近では物価の上昇率というのはいやや落ち

ついではおるもの、長期的に見ればやはり目減りをしていくような利子であります。利子所得というのは、ある意味では第一次所得で税金を取られた後の所得、第二次所得でございます。第二次所得ではございますけれども、これが実質的には目減りをしていくマイナスの所得である、こういったことにもかわらぬお貯蓄をせざるを得ない、高齢化社会を迎えて老後のために蓄えをしなればならないという国民の心情、生活というものを考えた場合に、これに税金をかけるということではなくして、むしろそういう自助努力に對する手、何らかの優遇策というものを政府として差し伸べるべきではなからうかというのが基本的な考えであるわけでありませう。

特に、郵便貯金が制度創設以来非課税貯蓄として定着をいたしてまいりましたし、日本の高い貯蓄率というものが百年以上にわたる郵便貯金の普及ということによって私は大きく培われた部門があるであろうと思つております。したがって、今日一時的な財源確保というようなことあるいは一部の不公平は正すためにすべての者に貯蓄心を失わせるような方策というものはとるべきではない、また、そういうものは恐らくとられないであらうということを期待しながら、政府の税制調査会の審議というものを見過してまいりたいと思つておるわけでありませう。先生御指摘のようにいろいろ厳しい状況の中にある郵便貯金であるだけに、私も大変大きな関心を持ってこの制度の維持、むしろ私も限度額の引き上げということこそ必要であらうというふうに考へておるわけでございませう。

○小川(七)委員 いろいろお聞きをいたしました、資本の自由化、金利の自由化は避けて通れない、それだけ日本の経済というものが大変厳しい状態にあると思つておるわけですが、大蔵省でも苦勞しておられると思つておるわけですが、庶民の貯蓄を扱つておられる郵政省、郵便貯金という問題について一つの役割というものがそういう中でかなり大きな役割を持つと思つておるから、この統合を機会

に、それ自身がどういふ形で国民のために役に立つかということ前提にして今後ともお仕事を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○片岡委員長 この際、暫時休憩いたします。  
午後零時三十分休憩

午後二時三十分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。市川雄一君。

○市川委員 設置法に入る前にちょっとお伺いしたいのですが、けさの新聞の報道によりますと、NHKが始めようとした衛星放送用二号aが故障した、こういうニュースが出ておりますが、前回も、昭和五十三年にもたしか事故があったと思つておるのです。この事故について今どういふ状況把握をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○郵政府委員 お答えをいたします。  
BS2aでございますけれども、中継器を三本搭載いたしておりました、そのうちA系統のものが三月以来不調になりましたので、R系統と申すものによりまして試験電波の発射を行つてきたところでございますが、このR系統につきまして五月の三日に電源が切れるという現象が生じてまいりました。それで、それに対応する電源再投入という措置をいたしましたわけでございますけれども、状態が直らないというところでその試験電波の発射を中止して、現在その原因の究明作業に関係機関が当たつておるという状況でございます。回復のめどにつきましては、現在その原因究明中ということで、明確になつておりませぬ。

○市川委員 五十三年に打ち上げられた実験用の衛星ゆり一号、これも故障原因がわからないまま今回のゆり二号の見切り発車、こういうことだったんじゃないかと思つておるわけですが、その辺どうでしょうか。今更替の理由がわかるまで、次の打ち上げは見合わせるかとということなされるのかど

うか。

○郵政府委員 御指摘のように、試験的な放送衛星BS2でございますが、これは二つの故障原因と思われるものがございます、一つは電源の絶縁不良という問題、大変専門的でございますけれども、姿勢制御のためのホイールの停止という状態がございました。今回起こりましたBS2aの故障でございますけれども、先ほど申し上げましたA系統の故障は保護回路が、保護回路と申しますのはいわゆるヒューズに相当するわけでございますけれども、これが非常に敏感に作動するということでございます。それから、五月の三日から不調になつておりますR系統につきましては、電源が入ることは入りますけれども、過剰な電流が流れるという現象でございます、いずれもその正確な原因がつかめないもので、現在先ほど申しましたような原因究明に全力を挙げておるところでございますけれども、BS2の場合の故障の原因とは異なるものという推定をいたしております。

それで、先生御指摘のBS2aを利用することについての判断ということでございますけれども、この点につきましては、四月の二十一日に宇宙開発事業団から通信・放送衛星機構に引き渡しがあつたわけでございますけれども、その時点におきまして、Bという系統とRという系統二つが対応できるということでございましたので、当初の予定のNHKによりまして総合、教育、二チャンネルの放送が可能であるということで、この実用に供するべくNHKの方で準備にかかつていたというところでございませう。

○市川委員 新しい技術の開発には失敗、試行錯誤というものは当然つきものだと思つておる。しかし、NHKはある意味では、この受信料を負担し上げたばかりで、多くの国民の受信料の負担によって経営基盤があるということも事実でございます。したがって、この原因究明がしつかりなされないで何回も何回も高いコストの失敗は許されないのでないか、こういう気持ちで今お伺いしているわけでございます。

今回のゆり二号を打ち上げた主な目的は何でしょうか。

○郵政府委員 宇宙によりまして衛星放送の実用化ということでも私も大きな期待並びに信頼を置いていたわけでございますけれども、こういうふうな状態になつておることにつきましては、関係者の一人といたしまして国民の皆様にも深くおわびを申し上げたいと思つておる。

それで、今の御指摘の点につきましては、確かに大きな金額がかかるわけでございますが、私もいたしましては、できるだけこの原因の究明をいたしまして、それをこれから先の問題にも振り向ける、そしてまた現在不調になつておるものの回復にも、どれだけの期待がかけられるかは別といたしまして、最大限の努力をしていかなければいけないというふうに関係者間で話をし、またそのための努力をしておるというところでございませう。

いずれにいたしましても、国民の皆様が大変御心配をかけ、御迷惑をおかけしておりますことを私からもおわびを申し上げます。

○市川委員 それでは設置法についてお伺いしたいと思つておる。

今回の設置法の改正でどういふ行革の実を上げられるのか、行革効果という観点から見てどういふ趣旨、意図があつたのか、その点をまず伺いたいと思つておる。

○奥山政府委員 ただいま御提案申し上げております郵政省設置法の一部を改正する法律案の内容を形成しておるところの今回の地方支分部局の改編に伴う行革の趣旨でございますが、臨調の最終答申、五十八年三月十四日に出されましたけれども、この中で、総論といたしまして、臨調最終答申は行革の方向として行政組織について変化への対応と総合性ということを特徴に強調してございまして、その変化への対応力と総合性を踏まえた上で、簡素にして効率的な組織を中央地方を通じて行つべきであるというのが基本理念であると承知しております。それを受けまして、各論の部分に



ましたけれども、ニューメディアの出現によりまして利用者のニーズもいろいろな多様化というものがござります。そういったものに事業体として適時適切に応じていくことが新規参入者を導入するゆえんでござります。そういったものと、新規参入者というのは、今まで電気通信の特性であると思われておりましたスケールメリット、大きければ大きいほど経済的に引き合うということが必ずしもそのまま適合しないのではないかと考えるわけでござります。要するに、新規参入者はこれまで供給側が必ずしも十分に対応していかない需要にきめ細かく対応する形で生じてくるのではないかと推定するわけでござります。したがって、新規参入者が生じましたも、そのことによつて既存事業者、いわゆる新電電でござりますけれども、新電電と単にシェアを奪い合うということではなしに、新規の需要を積極的に掘り起こすという機能も出てくるのではないかと。そういったことと電気通信事業全体が高度情報社会の基盤として発展していくものと見込まれまして、そういった幹線部分への参入によりまして結果的には市内網の利用もかえってふえるというふうな結果になるのではないかと考えているわけでござります。したがって、幹線部門に新規参入者が出たという事は、イコール直ちに市内通話とかローカル通話の料金の値上がりにつながるというふうには考えていないわけではござります。むしろ、それによりまして市内通話のコル数もまたふえてくるのではないかと考えております。無論、ただこれは財務の問題でござりますから、これから先永遠にそのようなものが続くかどうかということには予測はなかなか困難でござりますけれども、さしあたって新しい需要が開拓され、新規参入者によつて新しい需要が開拓され、その需要が開拓されたのは結果的には市内通話という従来の電電のネットを使って加入者線まで利用せざるを得ないだろう、このように考えておる次第でござります。

○市川委員 ある程度わかっているのですが、それによつて具体的にどういふようにござりますか。

今、市内通話が赤字ですか。真藤総裁お見えだと思つて、四月十八日の記者会見で、「第二電電と競争するには、東京―大阪間などの主要幹線の長距離電話料金を現在の三分の一くらいに引き下げないと対抗できない」という趣旨の発言をされておられるわけですが、これに関連していろいろ新聞で報道されているほどですが、市内料金は今赤字である、市内料金が赤字で長距離電話の収入でその赤字を補てんしているのだ、こういうことが書いてあるわけですが、新聞が書いてあるから電電がそう思っているというふうには必ずしも結びつかないと思つておられるけれども、市内通話は今赤字であるという認識かどうか、伺いたいと思つておられます。

○真藤説明員 今局長から御説明がありました。幹線部門の東京―大阪間で新しい設備で非常に合理的なオペレーション、要するに運営をすれば、原価的には現在の電電の東京―大阪間の料金体系の三分の一くらいで技術的には操業可能であるという意味でござります。したがって、それに対してどう対処するかというものがこれから先の新しい法案のもとでの私どもの仕事になるわけでござります。そういうことが可能か不可能かということではござりますが、私どもの考え方は、何と競争ができる可能性は持つておる。現在の法案のとおりに行けるというふうなことは、そういう対抗策は持つていけるんだというふうには私どもは考えておられます。

それから、市内の方と市外の方との収入とコストの問題でござりますが、現在のやり方では、市内の方は収入とコストがバランスしてないといふのは事実でござります。しかしながら、現在の通話料が変わらないといふことと現在の私どもの経営のあり方が変わらぬといふことを前提にすれば、市外料金を下げれば市内料金を上げざるを得ないかという点でござりますが、私どもは総コストを下げる可能性が非常に大きく開けていくという点で、今局長からお話がございましたように、新しいニューメディアの利用度がどんどんふえてきますから、そのために総通話料はふえる。したがって、単価は下げながらも総通話料がふえるために収入の絶対値はそう下げずにやっていける。そして、その収入の絶対値を下げずにやっていると、支出の絶対値を、今度の新しい法案では下げやすい状態になっておられますので、そこでバランスしながらこの長距離料金を下げる可能性が出てきているというところでござります。したがって、平面的に長距離料金を三分の一に下げなければならぬならば市内料金をただ短絡的に値上げせざるを得ないという意味ではござりませんので、そのところをどういふふうに持つていくかというのが、これから新しい法案のもとでの経営の責任者としての私どもの一番大事な仕事だといふふうに了解いたしておられますし、また、何かやっていると解いておられるというふうにも考えておる次第でござります。

○市川委員 郵政省にお伺いします。郵政省の方の御認識では、市内の電話料金が赤字であるという御認識ですか。

○小山政府委員 私どもがいたしている資料によりますと、市外通話料の市外に要するコストというものを厳密にまだなかなかつかめないわけではござります。なぜかと申しますと、古い時代からの交換機もあつたり最新鋭の交換機もあつたり、古い時代からの中継装置もあつたりあるいは最新鋭のものもあつたりといふことで、コストそのものがなかなかつかめない状態ではござります。したがって、市外は黒字であつて市内は赤字であるといふことに直ちに結びつけるわけにはいかないのではないかと思つておられます。ただし、今までの収益というものは、電電公社の総収入というものは個別収入ではござりませんが、総収入というものは個別収入ではござりませんが、総体としてのバランスは保たれておるから、総体としてのバランスは保たれておるから、総体として当然収益を上げておるというところでござります。しかし、総体的に見るならば、市外通話料において得ている利益が多いといふことは当然認識して

○市川委員 さつき総裁は、市内通話についてはコストと収益とバランスがとれてない、そういう表現を使つておられた。今、郵政省の方は必ずしも赤字であるとは思つていない。これはどうなんですか、市内と市外と収支がきちんと分かれておるのですか。

○寺島説明員 先ほどの総裁のお答えを若干補足をさせていただきます。現在私どもで、収入とそれからそれにかかりましてコストの関係でどうなつておるかということでは、電話、電報、加入電信、専用、データ通信と申しますこの五事業分計というのを行つておるわけでござりますけれども、電話の中で距離段階別に料金が違つておられますけれども、それぞれの距離段階で収入が幾ら、コストが幾ら、したがつてその収支がどうなつておるかということにつきましては、その計算が大変難しくござります。これをいたしておりません。今後の課題と考えておるわけでござります。

ただ、現在の状況から見ますと、現在一番安い料金でかけられます区域内の通話の回数分布状況から見ますと、これが大体七割を占めておられます。そして、三百二十キロから先のいわゆる遠距離につきましては約三分の一でござります。それに対して、収入から見ますと、区域内、一番安いところの収入は大体二割でござります。それに対して、遠距離が三割を占めておる。こういう状況から判断いたしますと、いわば遠距離料金の収入でもって近距離料金のコストを賄つておるという状況になっておるのではないかと、かような推定をいたしておるわけでござります。

○市川委員 距離別の収入を資料要求しましたけれども、それが出てこなかった。要するに、それをやらない。だから、これからはやはりきちんとしておらないとまずいんじゃないですか。そんな推定で、市内が赤字でござりますからなんといふことは、民営移管した途端に言えないと思つておられる。やはり経理上のきちんとした根拠をはつきり

して、原価計算をなさず、市内は収益が幾ら、コストが幾ら、市外はコストが幾ら、収益が幾ら、そういう形で、国民にわかりやすい形できちんと出せないとしたら、全く説得力を持たないと私は思う。その点どうですか。

○真藤説明員 今、寺島総務から御説明申し上げたのがきょう今日の実情でございます。この問題を根本的にきちっとするために、現在アメリカのA T Tから距離別に正確に通話料等が区分できる新しいシステムを購入することに決ましまして、現在その設備に着手しておるわけでございまして、この問題が具体的に議論の場になるときには正確なデータが出てくるようになるはずでございます。この問題は、そのデータが出てきまして、私もがさらにいろいろな努力をいたしましてその結果でどう数字が出てくるか、どういふふうに数字が動くか。また、その時代になりますと、新しいメディアで通話料も、非電話のサービスもふえてまいりと思っておりますので、その辺を総合しながらこの問題は解決していかねければならぬと思っておりますので、今すぐどうのこうのという問題ではないというふうに考えております。まだしばらく時間をいただきますして、徹底的に分析できる装置を入れまして、科学的にきちっとした数字が出てからの問題にしたいと思っております。

○市川委員 それは大体いつごろですか。  
○真藤説明員 あと二年ぐらいしますと、大体データが出始めます。

○市川委員 私は、電話事業を含めて独占ではなくて自由化すべきだという考え方なんですけれども、一方にそういう強い考え方があつた。特に電電の関係者の中には、郷愁というのですか、そういう言っちゃ失礼ですが、電話事業はやはり新電電の独占にすべきだという御意見があるやに伺っております。

そこで何っておるわけですが、その論拠は、先ほど私が申し上げましたように、新電電と第二電電で、新規参入があつて競争が起きた。新規参入ができるのは幹線のみ、それも東京―大阪という

ような頻度の非常に高い幹線に第二電電が参入してくる。そうしますと、新電電としては対抗して、先ほどおっしゃられたように今までとある程度違った料金、安い料金を設定しなければならぬ。それが市内通話の赤字を助長し、市内通話の料金引き上げにつながっていく、こういうことではないかと。私は必ずしもそういうふうには考えていないわけですが、今のお話で大体わかりました。

○小山政府委員 今後の問題になりますとなかなか明確にお答えしかねるのですが、現状でございますと、電電公社の収入の区分が電話収入であるとかデータ通信収入であるとか、そういうことと方をしておりますので、電話とそれ以外というのはわかるのではないかと考えております。ただ、今後の問題でございますけれども、先生つとに御存じだと思いますが、今、世の中の電気通信は統合化時代を迎えております。今のように電話のネットワーク、電報のネットワーク、ファクシミリネットワークというふうなことで別々にネットワークが組まれて回線網があるということではなしに、一つのネットワークの中に電話であるとかファクシミリであるとかビデオテクス網であるとか、こういったものが全部統合化されてくるということになってまいります。そういたしますと、電話だけを取り出して、それは電話の通話をしてはいけないということはまず不可能な状態になってくることは今後の技術の動向として言えるのではないかと、こう思っております。

○市川委員 次の問題に移りたいと思っております。新電電の料金政策、これは、民営移管、競争原理の導入という大転換、明治以来官業でやってきたものを民業に大転換する、しかも競争原理を導入する、非常に画期的な大事業だと思っております。

それが成功するかしないかは、ある意味では新電電の料金政策をどうするかということにかかってくるのではないかと、先ほど私には理解をしておるわけですが、要するに、先ほどの話で言えば、幹線料金を高く設定すれば第二電電は参入がしやすくなる、安く設定すれば参入が非常に難しくなる、一例を挙げればそういうことだと思っております。ですから、この料金をどう決めるかという問題、またそれをどういうプロセスで決めるのかという問題、これは非常に重要だと思っております。もちろん、競争だけを追いかけて新電電の経営が成り立たないということでは困るし、新電電の体質改善も含めて経営が成り立つし、また同時に新規参入が成り立つて、競争がそこに行われていくという、こういう状況がつけなければこの改革は意味をなさないと、思っております。

○小山政府委員 御指摘のとおり、これからの料金をどうするかという問題は、まさにこれからの電気通信をいかなる事業でもって、いかなる形で発展するかということと非常に密接な関係があるかと思っております。ただいま先生から御指摘がありましたとおりに、今までは料金というものは法定でございまして、国民の代表であります国会によって決めたということにおきまして、私もとしまして、そういう意味での国民的コンセンサスを得られた料金である、こう考えているわけでございます。これから先は確におっしゃられますとおりに大臣の認可事項でございます。そういういたしますと、同様な形で国民の皆様方からの一つのコンセンサスを獲得しているのだと、いわゆる官僚の独善的な認可の料金でないというあかしをしなければいけないと思っております。そのために、いろいろな役目を果たしている有識者の方にお集まりをいただいております電気通信審議会に諮問をい

たしまして、この間、国会で御審議いただくのと同様の形で国民各層の御意見が反映し、その反映されたものをもって政府で行われますところの認可に反映していかねばいけないのではないかと、こう思っております。

○市川委員 そこで、電気通信審議会、これは新法で言う料金を検討するにふさわしいメンバーで構成されておりますか、どうですか。  
○小山政府委員 ただいま私どもの考えといたしましては、適切な方々にお集まりいただいております。これは、適切な方々にお集まりいただいております。これは、適切な方々にお集まりいただいております。

○市川委員 今の電気通信審議会と、今度は新法に移行した後の料金の諮問をする場合と、これはメンバーの適正という問題はどうかですか。全く疑問の余地はないのですか。今まで果たしてきた役割とちょっと変わってくるのではないですか、この電通審の役割が。ですから、局長がさっきおっしゃったように、国会で議論するかわりに電通審で議論していただく、そこで、言ってみれば国民的なコンセンサスを得られるような料金を検討するということですから、かなり重要な役割を果たすわけですね。もちろん、今までもそれなりでこられたのだと思っておりますが、この電通審の果たす役割がちょっと変わってくると思っております。変わってきてメンバーは同じというのはちょっと理解しにくいのですが、その辺はどうか考えているのですか。

○小山政府委員 現状でまず御説明申し上げますけれども、ただいまも夜間料金の割引制度、これは認可料金になっておりますが、これについて電気通信審議会が御審議いただいているというところ、それから日曜祭日の割引あるいは専用料金の決定というふうなものも電気通信審議会の御審議を経てやっております。

ただしかし、今はそういう意味での良好な形で御審議をいただき適切な判断をいただいていると私も信じておりますけれども、これからの役割においても全くそういう固定的な観念は外

たしまして、この間、国会で御審議いただくのと同様の形で国民各層の御意見が反映し、その反映されたものをもって政府で行われますところの認可に反映していかねばいけないのではないかと、こう思っております。

さなというわけではございません。これからもより重要な役目を果たすわけでございますから、メンバーの方たちがそれに適しているかどうかについて、私たち御審議をいただく立場からもさういった検討は常にしていかなければならないのではないかと、こう思っております。

○市川委員 今まで国会という場所で議論されて、それなりにガラス張りの議論が展開されたと思っております。今度は電通審へ諮問して大臣が認可する。これは大臣に伺いたいのですけれども、そうなると思います。密室性という問題が起きてくると思っております。今までは国会で議論されてきた、それが今度は国会の議論が抜ける。料金法定制の持ついい面と悪い面はよく承知しているつもりです。ですから、法定制そのものを外すことは必ずしもよくないと思っておりますが、しかしまた同時に、この料金政策というものが非常に重要であるという観点に立ちますと、密室性というものは打破しなければいけないと思っております。ある程度公開制、あるいは透明度をよくする、これが新法移行後の料金決定に当たって求められることではないかというふうには私に思いますが、大臣のお考えはどうですか。

○奥田国務大臣 当然競争原理が働いて、料金はどんどん安くなっていくだろうという期待感を実は持っております。今度の新法においては大臣の料金認可ということになっておりますけれども、そういった意味合いでは、今言われたように密室性という形はむしろ排除しなければなりませんし、透明度の高い、また、今電通審だけの審議機関では不足ではないかというように受けとれたわけではございません。そういった形で透明度を増し、国民に利益が還元される、新電電あるいは新規参入あるいは多彩な二種利用の業者も含めまして、ともかく利用者へ還元されて安い料金体系の中で新しいニューメディアの花も開いてもらわなければ困るわけですから、そういった意味合いでは、密室性の排除にどういう手だてがあるか、また、国民代表の意見を広く聞くといったも

ある程度限度もありますから、そういった形の点も踏まえて、また先生の御意見等もしんじやくして、お知恵を拝借したいな、決して当事者能力を發揮させようという一つの潤滑な民間会社としての育成を願って、しかも競争によって高くするという一つの基本方向ははっきりしているわけだけれども、今御指摘のような形でもし非常に大きな疑念、疑惑等々が持たれるとすると、これはまことに本意ではございませんので、そういう点はまた御審議の経過を踏まえてお知恵をかしていただきたいなと思っております。

○市川委員 例えば基礎データの公開ですね、先ほど議論がありましたけれども、市内料金が赤字だ赤字だ、こう言っているのですが、実際それは会計上の収支区分がしっかりしていてというふうな常識的に考えて資料要求すると、それはない。第一そういう計算をやっていない。新聞には、市内料金が赤字です、遠距離料金を補ってんでいますと、何か本当に常識化された形で出ている。しかし実際は、悪い言葉で言えばどんぶり勘定で、市内と市外の収支区分がない、これが実態だと私は思うのです。これからはそういうことは許されません。

それで、先ほど総裁も二年ぐらいのめどでとっしやっています。そういう場合に、もちろん民間に移行されて経営上の一つの秘密かもしれない、価格をどうするかという問題は、けれども同時に新電電は、公共性という点においては今までとはとんと変わらぬという公共性を持つわけですから、何らかのそういう料金決定の基礎データを批判にさらす、そしてその批判に十分耐えられる、こういうことができる限りオープンな形の料金決定のあり方というものが望ましいというふうな考えをおるわけですが、その点についてはどうですか。

○小山政府委員 おっしゃるとおりの点、御指摘の点が今あるかと思えます。と申しますのは、もう先生十分御存じのことを繰り返して申し上げ

るようでございますけれども、今までは電電公社というものが一元的に独占で運営していたところから、総括原価というものをもちつて体系的な収支というものを御説明する、それによって電電公社というのが順調に運営されるということが、イコール国民の皆様方にとってもいいことだ、こういうことだったわけでございますが、それは独占体制の中でみでできた一つの手法であつたらうと思ひます。これから先におきましてはやはり、今度は認可でございますので、認可の基準というものを明らかに国民の皆様方にわかるような形のものをつくり上げていくことが、政府にとつて非常に重要なことであらう、こう思っております。

○市川委員 独占の中でできたことという弁明でしたが、しかしあえて反論しますと、独占であつて総体で収益が上げればいだらうという考えは、経営の合理化とか効率化に内部努力をしていないということにつながるわけですから、必ずしも私は納得しないわけですね。

もう一点。今の基準、これは何か公開なさいませうか。公表しますか、こういう基準だという形で、それとも内部でお持ちになつてしまふのですか。何か出せるものは出す、そういう考え方はどうですか。

○小山政府委員 これはできるだけの明らかな形に公開すべきだと思ひます。第一には料金全体の水準をございませうけれども、能率的な経営のもとにおける適正な原価ということが明らかになるようではなかつたらうかと思ひます。それ以外に個別の料金でございませうけれども、これにつきましても料金の算出方法について利用者にとつてわかりやすい率であるとか額であるとかというものを公表すべきであらうと思ひます。無論その場合におきまして、総括的な水準の問題には、ただいままで余り明らかにされておりました社会通念上公正妥当な利潤というものはやはり含むべきであらう。そうでなければ会社というものが成

り立たないのではないかと思ひます。そういった意味の利潤というものを導入すべきであらうと思ひます。

○市川委員 わかりました。それから認可対象となる料金の種類は、どんな種類があるのですか。

○小山政府委員 重要な料金を郵政省令で定めるということになっておりまして、郵政省令で細かい料金の方は認可にかけない方向で行いたいと思ひます。この省令につきましてもまだ決めておりませんが、ここで細かく御報告申し上げるわけにはいかないのをまことに申しわけないと思ひます。

○市川委員 その辺が問題なんです。大ざっぱに言つて、重要な料金というのは例えはこういう料金と、一つだけ挙げて下さい。

○小山政府委員 例えは電話で申しますと基本料、ダイヤル通話料、設備料、公衆電話料というふうなものでございませう。専用料金ですと設備料、回線料というふうなもの、それからDDX網、これは大型のVANの一つでございませうけれども、これにつきましても設備料、基本料、通信料といったものを考えております。これを認可の対象として考えておまして、それ以外の細かい例えは転送電話とか「でんわばん」、いわゆる本業業務に附属するサービス、こういったものにつきましても認可の対象から外していいのではないかと、こう考えております。

○市川委員 料金のことを伺つたので、これはすぐの問題にはならないだらうと思ひますが、いわゆるアクセスチャージと言われている接続料金は検討されていますか。新聞等では、先ほどの議論の関連で申し上げますと、第二電電が幹線に参入して新電電が幹線料金を競争上安くした、市内通話料を財源として補てんでできなくなる。したがつて第二電電の市外から市内へのアクセス、接続料金を取ることによつて対抗するということが言われておるわけですが、このアクセスチャージという問題については基本的にどういう考え方です

か。

○小山政府委員 多数の事業者の中におきまして認可料金ということで料金が決められるわけでございますけれども、その認可に至る過程におきまして、競争原理の働くところには市場価格というのが形成されてまいります。したがって、そういう意味では料金は相対的に安くなっているのではないかと考えます。要は、そういうことによつて低廉な料金という形で利用者に還元されると思ひます。そうしますと、通話、トラフィックがふえることによりましてアクセスチャージを新規参入者に課す必要はないかと思ひますけれども、ただこの問題は、料金問題全体のありようとか、それからそれぞれの事業者の財務の状況全般にわたつて検討いたしませんとなかなか結論は出ない。しかし、さしあつたところの見通しとしてはアクセスチャージというものは要らないのではないかと思ひますが、現時点において検討し尽くされてアクセスチャージは要らないか要るとかというところを申し上げる段階にないということでございます。

○市川委員 その場合、このアクセスチャージの還元方法といふは、取る、取らないということとは今決まらないう。仮に新電電がアクセスチャージを取らない場合も取る場合も、生まれてくる問題が一つあると思うのです。それは、いわゆる市内通話網というのは国民の皆さんが債券を買って営々と築いてきたもの、大げさな言い方をすれば国民的な資産という側面があると思うのです。そういうものを、民営に移管された新電電が特権的にアクセスチャージを取るといふ、取る場合はなぜ新電電が取る権利を持つのか、それを取った場合どういふ形で国民に還元するのか、こういう問題が一つ。

それからもう一つは、取らない場合、第二電電という新規の民間会社が、債券購入によつて築いてきた市内通話網を利用することによつて自分が商売で収益を上げる。今申し上げた国民的資産というものをある企業の利益に利用させるといふこ

とについてどう考えるのか、この辺のことについてはどうですか。郵政省としても恐らく検討されたと思ひますが、どういふ考えか。

○小山政府委員 アクセスチャージというものを課するということはどういふことを想定されるかと申しますと、アクセスチャージを取ることによつて、現在出ている市内料金の苦しい場面にその分を補てんしていくことだろうと思ひます。そういたしますと市内料金を低廉のままに抑えておくことができるということでございます。アクセスチャージを取ることによつて、今市内の電話網を構築した国民の皆さん方に返還していくということになるのではないかと思ひます。

片方、今度は取らなかつた場合はどうかということでございます。物の言いようにもなるのでございませうけれども、市内回線網を構築したのは、確かにおっしゃるとおり加入者の拠出によつて築き上げられたことは事実でございますけれども、また同時に、市外通話をするのでございませう。市内回線網があるがゆへでございます。したがって、そういう市外通話を利用する立場の人も結局市内網の加入者ということを利用してなるわけでございます。市内回線網の効率的な利用ということになりますれば、結果としては利用者の利益につながっていくのではないかと思ひます。いわゆる新規参入者の商売のためにも利用されたということではなしに、やはり構築した側の加入者側にも利益が返ってくるのではないかと思ひます。また、これは直接的にはなかなか申し上げにくいのですけれども、新規参入者の料金も郵政大臣の認可に係るわけでございます。したがって、不当な超過利潤ということとは考えにくいのではないかと、こう思ひしております。

○市川委員 ことほどさうに、この法案をすつと読んでいきますとそこらじゅうで突き当たる問題は、要するに民営移管されても新電電はどこまでも公共性はぬぐい去れないということですね。

ずつと公共性を持ち続けるということが一方に問題としてあるということでございます。

総裁に再度伺ひたいと思ひます。  
総裁、正直言ひまして、電話業務、電話事業は新電電に独占させるといふ意見は、私の聞いた範囲では電電サイドに強い御意見としてあるやに聞いております。しかし、電話業務を新電電が独占するということは、先ほども話が出ておりましたけれども、これからの将来を考えた場合に、何が電話的使用で何が非電話的使用かというところは非常に区別が難しい。恐らく技術的にそんな区別はつかなくなつてしまふ。そうなりますと、せつ々しく思ひ切つてV.A.N.の方の自由化を図つたのに、そつちの自由化の方まで不自由になつてくるというおそれもあるし、市内通話が仮に赤字だとしても、総裁もおっしゃつておるようなグループ料金ですが、神奈川県を例に挙げますと、川崎と横浜は非常に近いのに市外通話になります。○四五あるいは横浜からだと○四四をかけるのかかからない。東京二三区内は非常に面積が大きいのですが同じ都内電話でかけられる。しかし、三多摩の方へ行きますと市外扱いになる。今の技術水準から見れば、東京全域を一本の市内区域あるいは神奈川県を含めて首都圏を一本の市内区域にすることはそう難しいことではないのではないかと、そういう努力の中で新しい需要というものを掘り起こしていく。それだけがすべてではありませんが、そういうことも一つの市内通話の収益改善につながつていくのではないかと、こんなことも考えるのですが、電話事業を新電電が独占で持ち続けるべきだといふこの意見について、総裁は端的にどういふふうにお考えですか。

○真藤説明員 これから先のいろいろな技術の進歩、それに伴ういろいろな種類の新しいサービスへの導入、またそれがこれから先の世の中のいろいろな動きに対して重大な影響を及ぼすということ、間違いない変化の傾向だといふふうには私どもは考えておりますが、そういうふうな状態の中で、何か一部門といへども新電電が独占したもの

を持つておるといふことは非常に大きな障害になるんじゃないかといふふうには考えております。やはり今の法案で出ておられますように、まずここでは、独占といふものは残さないで、それで不合理なことが出てこないように私どもがどう対応するか。どう法案が変わり、どう新規参入が入つてまいります。大部分の電気通信事業を私どもが担当しなければならぬといふ形でございますので、この辺のところは私どもがどうこれから対処するのかといふことの非常に大きな問題だと思ひます。殊に、今の近距離あるいは市内通話といふことをこれから新しい通信システムに対応するようになつていくかといふことは、グループ料金制といふものも国会から宿題をいただいておりますので、新しい社会の活動といふものを加味しながら、今先生のおっしゃいますように、最低通話料金でかけられるところの範囲を広げながら合理化していくということも一つの考え方といふふうには考えて、その面からも今勉強をやつておりますが、何さま私ども一番の欠陥は、さつき申しました通話の距離別あるいは通話の地域別の実際の通話量とそれに伴う料金の収入といふものの科学的なデータがございませんので、これを急いで今整備いたしております。これがさつき申しましたように二年ぐらひしますと作動を開始いたしますので、その辺のデータをしっかり踏まえながら対処していくべきだ。ここで感じて事をやつては非常に大きな間違いを起さすけれども、二年ぐらひの間には何とかそういうことがございますので、しばらく時間をかけていただきたいと思います。

○市川委員 それでは問題を次に移したいと思います。  
データ通信本部、今回の新法では分離ということにはなつておりませんが、六分割とかデータ通信本部の分割とか、いろいろ議論されたと思ひます。将来の方向として、データ通信本部の分離問題は、郵政省はどういふふうには考えておられるの

を

ですか。

○小山政府委員 データ通信部門、特に設備サービス事業、これは完全に競争原理がきく部門でございます。したがって、公正な競争条件の整備、これがない場合におきましては非常に不合理な状況になろう、こう思っております。そういった意味では、新しい事業体から分離、独立させるということは、こういって要請にこたえることではないかと思っております。

ただ問題は、そういった一つの非常に割り切った形ができるということ、現在現実に多数の御利用の皆様がいて、その方たちが現に電電公社のサービスを受けている、こういった場合において、現実的な処理というのを考えなければいけないんじゃないか。それから事業体の方から見ても、これは一にかかって労働問題と非常に深くかかわってまいります。現にそこに従事している非常に多数の職員がいるわけでございます。そういったことで規定をいたしまして直ちにこれを分離するということよりも、むしろ新電電会社がいろいろな弾力的な経営ができ、そういった当事者能力を持ち、その当事者能力を持つ中において合理的の強いインセンティブを働かせるということ、電電、新電電が経営執行の問題としていろいろ判断していく、それを待つべきであらう、こう考えております。

○市川委員 たしか、五十七年七月三十日の臨調の第三次基本答申では、データ通信設備サービス部門の分離ということがうたわれていたと思うのです。電電は、経済学で言うガリバー型寡占になるおそれがあるわけですね。ですからもともと分離したらどうか、スリムにしたらどうか。データ通信本部というのは、ちょうど今おっしゃられたように競争原理が一番働くところですから、分割して、競争原理の働くところへ出して、もちろん身分の、年金等の問題は法案できちんと保障されておると思えますから、分離という方向は将来

の課題としてはやはり考えなければならぬんじゃないかと思えますが、答弁、変わらなせんか。それなら総裁の方の、電電の方の御意見を伺いたいです。分離についてどういってお考えか。

○児島説明員 お答え申し上げます。臨調からいろいろな勧告をいただきましたときに、私どもとしましては、分離した場合一体どういことになるのか、徹底的に勉強いたしました。その場合、一口にデータと申ししても、データ処理、あるいはデータと言いつつ実は通信処理、非常に広い範囲のものがござります。一方、私ども、今交換機をたくさん持つてござりますけれども、新式の交換機といえますのはコンピュータそのものであるということでありまして、しかも、今INSということを言っておりますが、これはある意味では大型VAN、超複合VANというふうなものでございまして、現在言うところのいわゆるデータ部門を切り離すことが果たして通信とデータというものを離すことになるのかどうか、これは技術的に相当疑問がございまして、率直に申し上げまして、そこところは私ども非常に謙虚に検討させていただきましたが、なかなか難しいということが一つござります。それから、私どものところで今データに携わっておりますのは、最近スリム化したしまして大体九千名ぐらいいりますが、これらの者が扱っております国内におけるシェアといえますのは、民間各企業に比べると非常に小さい、数%しか占めておりません。したがって、臨調答申どおり分離するかどうかについてはさらに検討させていただいて、企業として、また国として一体どういようの一番適当であるか、もう少し時間をかけさせていただきます。ただ、真摯に検討したいというふうに考えております。

○市川委員 今ここでそれ以上お答えを求めても出ないでしょうから、それでよしといたしますが、ただ、意見が分かれておると思っております。言ってみれば、新電電は第一種と第二種の両方を持つわけですね。民間の新規参入のVAN業者に

対してある意味では非常に強い立場を行使することになるんじゃないですか、第一種と第二種と両方持っているのですから。しかも、民間参入の方は全く技術的な成果、蓄積、教訓というものを持っていないわけですね。しかし電電の方は、データ通信本部は長い間の技術開発、技術研究の成果、蓄積、教訓というものを持っているわけですね。しかも第一種とセットでなる。ですから、民間参入のVANとの競争を考えた場合には、これだけの大転換をしようというときですから今すぐというのは無理かもしれませんが、それはよくわかるのですが、将来の方向としてはやはり分離ということをお考えのべきではないか、こういうふうにお考えのわけですが、どうですか。今総裁が手を挙げられたから、総裁にひとつ伺いましょう。

○真藤説明員 今先生が御意見を述べられたように私どもも考えておりますが、今児島が申しましたように、今すぐというわけにはやりかねると思っております。もちろん私どものデータ事業本部もいろいろな種類の仕事をやっておりますので、あれをこっそり全部というわけにはまいりませんが、やっております専門の技術ベースにいろいろ考えていかざるを得ないというふうに考えております。

○市川委員 そこで、電電というか郵政省とか、どっちにお答えいただくのが一番適切なのかな、民間には、データ通信本部が今まで蓄積した技術、研究成果はやはり民間にある程度開放してほしい、こういう要望が強いわけですが、この点についてはどういようお考えですか。まず郵政省に伺いましょうか。

○小山政府委員 今後の新電電株式会社は特別法により特殊法人でございまして、当然国としての施策を遂行する責務を持つておられるわけでございます。そういう意味におきまして、日本全体の電気通信の技術レベルをアップするための一つの責務というものはあるかと存じます。したがって、できる限り蓄積されたそういった技術というものは広く公開して、日本全体の技術水準が上がるということにさせていただくことが大事ではないかと思っております。

○市川委員 電電の方はどうですか。

○児島説明員 ただいま郵政省側から御答弁ありましたが、公開をしていきたいと考えておりますが、その場合には適正な対価をいただきたいというふうにお考えをしております。

○市川委員 民間ですから、ある程度やむを得ないと思えます。

次に、外資規制の問題を伺いたいと思えます。第二種の方が特別二種と一般二種と分かれて、特別二種に最初外資の規制が入っております。あるいは外国政府の参入を外すというものもまたしが入っていたと思えます。これが国会に出された法案では外されておりますが、外した理由は何ですか。

○小山政府委員 当初、特別二種というのは特定多数の方々に利用いただく第二種の電気通信事業といたしまして、その影響するところは非常に大きいと考えて、外国の通信業者に独占されてしまうことのないようにすることも配慮いたしました。ただ、しかしそのときの配慮の中でも、そういったおそれのあるときには許可しないことができるということで、初めから許可しないとは書いてなかったわけでございます。そのような場合には許可しないことができるという想定だったわけなのでございます。

ただ、しかしながらいろいろ考えてみますと、そのような形で門戸を閉ざしておくのがいいか。逆に、競争原理を導入したということは、日本の電気通信が外国勢によって腐蝕されない限りは、むしろ競争原理のもとに切磋琢磨してお互いに外勢とも渡り合つて一つの発展を遂げていく方がいいのではないかと。現実に電信電話公社のこれに對します技術力というものを等々見ましても、必ずしも外国勢に劣るものではない。それから、従来のこういった技術革新の道程といえますかプロセスを見ますと、日本の電気通信メーカーといえますが、こういった方たちの技術対応力と



引かなければならなかったと思うのですが、もし  
民営に移管して新電電になった場合、コスト主義  
というか経済原則というか、そういうもので働い  
て、コストに合わない、ですから拒否します、こ  
れは正当な理由になる、こういうことなんです  
か。非常に不便なところに家を建てた、電話を引  
いてはいい、しかしそれはコストに合わないから  
だめだ、そういうことも正当な理由になるのかど  
うか、その辺の考え方はどうですか。

○小山政府委員 第一種事業者は、事業に参入す  
る場合にその条件といたしまして、提供地域とい  
うものを初めから決めてまいります。そういった  
場合におきましては、第一種事業者が、業務区域  
内で役務の提供を申し込んだ場合においては提供  
を承諾しなければならない、こういうことござ  
います。

○市川委員 今やっている一〇四番とか一〇一〇番  
とか一〇九番あるいは福祉電話とか、こういうも  
のの扱いはどうなるのですか。

○小山政府委員 御質問の趣旨、今電電公社でや  
っているサービスはどうかということと理解いた  
しますと、それは引き続いてやるということござ  
います。新電電が業務を続行するというござ  
います。

○市川委員 第一種の民間の新規参入のことなん  
ですが、幹線に参入するというのを仮に考えた  
としても、新しく土地を買い、光ファイバーなり  
何なりを敷設する。土地をかうということとは非常  
に不可能で、恐らく借りるといことになるんだ  
ろうと思いますが、それにしてもかなり大きな資  
本力を必要とすると思うのです。そういうことか  
ら考えますと、今新聞紙上で言われている道路公  
団とか国鉄とか東京電力とか、既にそういう敷地  
を持っているところ、あるいは回線を持っている  
ところ、そういうところの敷地なり何なりの提供  
を受けて始める。それにしても非常に大きな資本  
力が必要になる。したがって先着順というか、公  
共的なところが先着順で決まってしまうのではな  
いか、こういうことも言えなくはないと思うの

ですが、その辺についてのお考えはどうですか。  
それから、例えば東京大阪というものに問題  
を限った場合、これは何社も認めるわけじゃない  
んでしよう。東京大阪に新規参入で第一種でや  
りたいと言ってきた場合に、これはこの法案で言  
う設備の過剰というところに引かかってくるの  
かなと読んでいたのですが、何社でもオーケーと  
いうことじゃないんですね。その辺はどうです  
か。

○小山政府委員 新規参入がどういうところから  
入ってくるだろうかという最初の御質問ござい  
ますけれども、これは諸外国と申しましてイギ  
リスにしか例がないのでございまして、イギ  
リスの例を見ましてもやはり鉄道沿線というも  
のを利用してやっているとしようなことでござ  
います。鉄道とか高速道路の沿線に光ファイバ  
ーを建設していくというのは一番入りやすい参入  
の仕方だろうと思えます。ただ、無論これから宇  
宙開発政策もいろいろ関係いたしますけれども、  
通信衛星というふうなものになりますと、これは  
そういう既存の土地とかということと必ずしも  
一致してはなくなるのではないかと、またサービ  
スの内容も、高速の広帯域専用サービスというよ  
うなものではないかと思えます。それから  
地域的なサービスにつきましましては、CATVに双  
方向性を持たせたことによる地域的な新規参入と  
いうものも一応想定されるわけでございます。

それでは、後段の何社にでも認めるかというこ  
とでございます。問題は、一番のこういって公共  
事業での焦点は、結果論といたしまして利用者側  
の負担というものが高い値段にならないというこ  
とがいつも考えられなければならない。そういう  
しますと、転用不可能な過大な設備をして結果的  
に利用者の負担につながるというところは避けな  
ければならないことだろうと思えます。これは電気  
事業におきましてもガス事業におきましても同様  
の配慮がなされているわけでございます。そうい  
った意味での新規参入というものに対する結果論  
としての加入者への負担というものは当然考えた

形でこういったものは判断していかなければなら  
ないのじゃないかと思っております。  
○市川委員 そうなるとやはり先着順という感じ  
になるわけですね。ここに問題が一つあると思うの  
ですが、残り時間がありますので、三十七条に、  
こういうときは大臣が「業務の方法の改善その他  
の措置をとるべきことを命ずることが出来る。」  
こうなっているのです。その中で一番最後のとこ  
ろ、これは日本語として非常にわかりづらい難解  
な文章なのですが、「第二種電気通信事業の経営  
によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とす  
る第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信  
回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利  
益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき  
は、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の  
利益又は公共の利益を確保するために必要な限度  
において、業務の方法の改善その他の措置をとる  
べきことを命ずることが出来る。」このことです。  
これはどういう意味ですか。平たく簡単に言っ  
てくれますか。

○小山政府委員 一番典型的な例が、専用回線を  
借りまして電話だけのサービスを割安にするとい  
うことでございます。例えば東京大阪間に専用  
回線を借りましますと、専用料というものは非常  
に安くなります。それを借りまして特定のお  
客さんに電話だけのリセールをするというふうな  
場合におきまして、それが第一種電気通信事業者  
の事業に、全体の収益とか全体の支出に影響がな  
い場合はどうということはないのでございませ  
んけれども、これが経営そのものにまで影響を与  
える、実態上として電話設備を施したものは赤字で  
あるけれども、借りた方だけが栄えていくという  
ような場合を想定している場合でございます。

○市川委員 そういふふうに理解したのですが、  
第一種の事業者が回線役務を提供する、それを受  
けて第二種の人がいかにいろいろなことをやるわけ  
ですね。VANをやるあるいは電話業務をやるかもし  
れない。せつかくこれから競争原理を導入してや  
らうというのに、言ってみればガリバー型寡占、

新電電は非常に強いわけですよ。後生まれてくる  
新規参入の第一種にしたって、幹線部門の参入し  
かできない。市内通信網は全然持っていないし、持  
ちようがないし、またVANにしたってこれから  
生まれてくるわけですから。せつかく競争原理を  
導入してやろうというのに、弱い方が知恵を働か  
してもうけたら、もうけた方を要するに守ってやろ  
う、こういうふうにも受け取れるわけですね。競争  
をやる前から負けそうだと、負けただけから、  
ここは大臣の力にすがって何とかやってもら  
う、この箇所がこういうふうにも読めてならない  
わけです。

そうすると、せつかく第二種の人を知恵と才覚  
を使って競争原理を働かしてやろうというので、  
新電電を脅かすはしないでしょうけれども、新電  
電に競争の刺激を与えようとして頑張った、頑張  
って褒められていいのにならなくて待てよという形  
で頭をたたいてしまふ、そういうことが果たして  
どうなのかという疑問を持つわけですが、どうで  
すか。

○小山政府委員 ただいまの先生の御質問の前提  
になりますところの新電電でございますけれども  
も、新電電がこのような状態になるということ  
法的には一応想定はいたしておりますけれども、  
実際問題としてはあり得ないことではないかと思  
っております。ただし、これは第一種電気通信  
信事業でございますので、新たに参入した第一種  
電気通信事業者がその回線をほとんど第二種の方  
によって脅かされるということはありませんこと  
であらうと思えます。したがって、これは新電  
電会社だけを想定したものでないということ  
を御理解いただきたいと思います。

○市川委員 もちろん新電電だけを想定したもの  
ではないのですが、しかし、新電電を想定して入  
れたというのが本音じゃないですか。新規参入の  
業者は恐らく自分で両方やってしまうのではない  
かと思うのです、そんなおっしゃったような専用  
回線の問題は。

○小山政府委員 新電電だけを想定したものでございませんとということで理解いただきたいと思

○市川委員 この問題はそうだとはいえないと思

次に、大きな問題として株の問題があると思

○小山政府委員 電電の株が政府保有になるメ

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

いうことでございますが、まず形式論といたしま

○市川委員 大臣、時間があれば今度は許可の

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

は言ってみれば第三者的な立場で、ある場合は新

○奥田国務大臣 今度の電電の民営化という形

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

下りというのは起きてくるのじゃないですか。天

○奥田国務大臣 これは後で議事録にも残ること

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

○市川委員 何か特定の人が株の売買で利

なんですが、前に共同使用とか他人使用とか非常に面倒くさい規定がございましたよね。例えば共同使用でいうと、業務上の緊密な連絡があるとか資本の出資関係がどういふ関係であるとか、メッセージングはだめだとか、いろいろな規定があったわけですけれども、かつて言われたような共同使用とか他人使用というのは今回の法案で全部自由、こういうふうな理解してよろしいわけですか。

○小山政府委員 そのように御理解いただいて結構でございます。

○市川委員 それでは大臣に先ほどの件もう一度お願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○奥田国務大臣 公平な第三者機関として公正な通信行政を推進していくという基本原則に立って処理したいと思っております。

○片岡委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 郵政省の設置法改正の具体的な質問に入ります前に、私も、けさ新聞に出ておりました実用放送衛星ゆり二号a、これがどうも予定どおり電波を出せないという報道がございました、これについて先に御質問させていただきます。

このゆり二号aですが、国民はこの十二日から実用放送が開始される、こういう期待を持って眺めておりましたし、待っておつたし、また同時に、これが実際にこれからの新しい高品位放送であるとかその他の新しい放送媒体として非常に大きく活躍する、こういう期待を持っておつたにもかかわらず、この衛星放送がどうも思うようにならないでわずか一系統だけの放送に終わる、こういうような報道でございます。これについて、新聞に大方は出ておりますけれども、それ以外のことがありましたらまずお教えいただきたいと思っております。

○鴨政府委員 お答えいたします。

ゆり二号aにつきましては、昨日新聞発表いたしましたして本日の新聞記事に出てるところでございます。

いますけれども、御指摘のように、三系統ございました中継器のうち一つの系統は三月の末以来調子が悪かったわけでございますけれども、この五月三日にR系統と我々称しておりますものにつきましてもふぐあいが生じてまいつたわけでございます。最初に生じたA系統のものと今回生じた現象においては相違がございます。しかしながら、いずれにつきましても我々関係者、原因究明に全力を挙げておりますが、今の段階では何が原因かというところを究明するに至っていないという状況でございます。したがって、三系統のうち二系統を御覧いただきまして、三系統のうちの二系統を御覧いただきまして、三系統のうちの二系統による放送しできないというのが現状でございます。

いづれにいたしましても、この原因の究明に全力を挙げますと同時に、不調になっておりますものにつきましても、何とか回復の努力をというところで関係機関ともども協議をいたしているところでございます。

○和田(一)委員 この衛星は宇宙開発事業団の打ち上げであると思っておりますが、これをNHKが引き渡した受けた時点では、さっきの御答弁では四月二十一日というふうな何いたしましたけれども、このときにはもう既に一系統はおかしい、こういうこととであったわけですか。

○鴨政府委員 宇宙開発事業団からの引き渡しは御指摘のように四月二十一日でございます。そのときには一つの系統、A系統と称しておりますものにふぐあいが発生していた状況でございます。

なお、昨日発表いたしましたものにつきましても、五月三日にそういう異常な現象が生じたというところでございます。

○和田(一)委員 そうしますと、試験放送をやろうということに変わってしまったわけですけれども、残っているのはB系統ですか、これの信頼性というものはあるのでしょうか。

○鴨政府委員 私ども、宇宙関係のことにつきましては、これまで、特に放送衛星につきましては世界で初めての実用放送であるということで、十分慎重な対応、検討をしております。特に宇宙開発事業団の御努力に大きな期待をいたしていただいております。郵政省といたしましては、先ほど申しましたように、残ります系統は我々B系統と称しておりますものでございますけれども、これはA系統あるいはR系統に生じたような状況は現在出しておりませんし、これからは出ないだろうということをお断りいたします。

○和田(一)委員 これは、いわゆる星の中継器の故障のようです。片方は、A系統の方はヒューズが非常に敏感に作用する、砕けて言えばそういう故障のようです。それからR系統の方は、電源が入るけれども、その電源が入ったためにどうも過剰に流れて正常な電波を出せない、こういうようなんです。B系統というのはそういうAやRの原因とは全然違うシステムになっているのですか。

○鴨政府委員 中継器といたしましての機能は全く同じでございます。A、B、Rという名称はつけてございますけれども、いずれも機能は同じというところで、ただ搭載をいたしますにつきましても十分テストを重ねた上で搭載をし、打ち上げをし、そしてまたその打ち上げた状態の中で、静止軌道に乗りましてからもテストを続けていたというところでございます。そしてそのテストの中でA系統とR系統に御存じのようなふぐあいが生じたわけでございますけれども、B系統につきましても現在全くそういう現象は生じていないというところでございます。

○和田(一)委員 このサテライトの故障を起こした中継器というのは国産品ではないですね。これはアメリカの、GE、ゼネラル・エレクトリック社の製品ですか。

○鴨政府委員 トランスポンダー、中継器と称しておりますものは、ゼネラル・エレクトリック社のものでございます。それからその中にございませう進行波管といわれる部分につきましては、フランスのトムソン社製のものがございます。

○和田(一)委員 そういった二つの会社のものが合わさって中継器ができておられるのだと思うのですけれども、三つあるA、B、R、全部同じ会社の製品で、Aの方はこつちが壊れた、Rの方はこつちが壊れた、残っているBも同じような中身であったとするならば、両方一緒に壊れる可能性を含めて、また故障が起きるといふようなこともこれは十分あるわけですね。

○鴨政府委員 その可能性が全くないという断言はいたしたくないわけでございますけれども、逆に、必ずそういう状態になるということでもございませぬ。私どもといたしましては、先ほど申しましたように十分なテストを繰り返した上で搭載ということでございますので、Bについては現在の状況がそのまま正常に継続していくものといふふうに現在の段階では信じているところでございます。

○和田(一)委員 私もそう期待したいわけですけれども、私はNHKも大変困ってしまったのではないかと思っています。もう悲鳴を上げています。これは、保険はどうなっているのですか。

それからもう一つ、これはたしか六百億ぐらいかけて、そのうち六割ぐらいをNHKが負担をしてということですが、2bを、やはり全く同じ機種種のものを用意機として上げる予定になっておりますね。その2bは、同じものを上げるとすれば同じような故障がまた起きる可能性が十分あるわけなんですけれども、これの打ち上げについてはどんなふうな計画であるのか。

それについて、早く打ち上げなければ、一号がだめなんだから早く予備機を働かせるといふのが本来なのですが、それができるのかできないのか、時期はどうなるのか、その辺も伺いたいと思

います。

○鴨政府委員 まず保険の關係でございますけれども、打ち上げ保険というものがございまして。これは打ち上げ時から九十日間ということで保険の対象にいたしましたわけですが、それが四月二十一日まででございました。その後、寿命保険というものが考えられるわけでございますけれども、この打ち上げ状態の中で先ほど申しましたA系統に支障が生じたということで、NHKにおいてその寿命保険の方の話合いをしているさなかに今回の故障が生じたということでございまして、寿命保険の方については、打ち上げ保険が九十日で切れておりますが、その後寿命保険の方は掛けられていないこととございまして。

それから2bの方でございますけれども、これは来年夏季に打ち上げる予定にいたしてございまして、これは現在上がっております2aの軌道上の予備機ということで打ち上げを予定いたしております。ここに搭載いたします機器につきましては2aと同じものを予定しているわけでございますが、今回のこういつたふぐあいが生じてまいりました点に關しまして、先ほど申しましたようにまだ究明されておられませんけれども、原因をできるだけ速やかに、かつ確実に把握をするというところで、この2bについてもそういったふうなふぐあいが生じないような態勢の中で打ち上げをしていかなければいけないものというふうに考えております。

2aの方が調子が悪いということで早くするかという点につきましては、今申しましたように2aの方の原因究明をした上でできるだけ予定の時期に打ち上げをしても構わない、このように考えているところでございます。

○和田(一)委員 そうすると、今のお話ですと、打ち上げ保険の方は切れてしまっているわけですね。そして、寿命保険の方は掛けてなかったということになりますね。そうすれば、これは大変高いものについておられるわけですが、2bについては、これは絶対にそんなことのないように、引き

渡しを受けるときにやはりその辺は——お話によると、一系統おかしかったということがこのときに既にわかっていたいながら寿命保険の方も掛けておかないということは、私は、余り周到なあれではなかった、こう思うわけなのですが、b打ち上げのときにはそういうことのないような指導をひとつしていただきたいと思います、いかがですか。

○鴨政府委員 2bにつきましては、今のところまだ保険契約をどのようにするかということにつきまして決めていただけないわけでございますが、何にいたしまして、保険を必要とするような事態にならないということがまず先決だろうということとございまして、私も、先ほど申し上げましたように、今回起こりましたR系統、そしてA系統につきましては、どの程度の回復性があるかは別といたしまして、何とか回復できないものかということ、二つの系統につきましても、宇宙開発事業団を中心といたしまして回復努力というものに期待をいたしているところとございまして。

○和田(一)委員 大変な費用をかけて上げておられますので、回復できるものならぜひひとつ回復させた上で所期の目的を果たしていただきたいものだと思います。

今サテライトの話が出ましたので、ちょっと関連してお尋ねしたいのでございます。新しいメディアがこれらからどんどん発展していく中で第二電電等の新規参入ということが考えられるような状態になってまいりましたけれども、そういう中でいろいろな手段があると思うのですが、今新聞等に、民間の経団連等を中心にして実用通信衛星を購入して、これはもう日本では上げられないので、アメリカ等のものを買って、そして打ち上げをして、それによって新しい通信メディアに新規参入していく、そういう方がむしろ採算の上から引き合うのではないか、そういうような報道がございまして。

この通信衛星の輸入、日本ではまだ三百五十キ

ロ以上の衛星打ち上げ能力はありませんけれども、そういうものを待っていたのでは七年、八年かかってしまつて、これから非常に激化していく新しい通信のメディアの中で立ちおくれしてしまう、むしろ買つても通信衛星を上げた方がいいという考えがあるようにございましてけれども、それに対して郵政省はどのようにお考えか、お聞きしておきたいと思つております。

○鴨政府委員 先ごろ政府が決定いたしました對外経済対策における通信衛星の取り扱いにつきましては、民間企業による外国の通信衛星の購入、そして電電公社が日本電信電話株式会社に移行した場合における通信衛星の購入といったことについて触れられておるわけでございますが、まず民間企業による外国の通信衛星の購入につきましては、ただいま国会に提出中の電気通信事業法案等において、民間企業が電気通信事業を行うことが可能になっていくこととございまして、これらの法案が成立をいたしました場合には、国内法令の系統に従つて民間企業が通信衛星を購入し、電気通信事業を行うことも生じよう、これによつて民間企業が外国の通信衛星を購入する道が開かれることとなる、このため必要と認められる措置を講ずることとするということになっております。

それから、日本電信電話公社が株式会社に移行した場合につきましては、我が国としましては衛星の自主技術開発を進める方針でございますけれども、この移行した場合につきましては、日本電信電話株式会社が需要者となる通信衛星については、宇宙開発政策との整合性を確保しつつ、同会社の独自の判断による内外からの購入の道を開くこととする、こういうことになっておるわけでございます。

郵政省といたしましては、今申し上げましたことの決定を踏まえて対処していく所存でございます。

○和田(一)委員 そうしますと、真藤総裁が、もしそういうような民間が衛星を買つて打ち上げる

と言つてそれが成功した場合には、新電電になつた際にそれを利用していいんだ、一緒に使わしてもらつてもいいというふうな発言がございましたが、それもそのとおり受けとめてよろしいのですか。

○真藤説明員 今局長から御説明がありましたように、あの線に沿ひまして私どもはいろいろ考えなければならぬわけでございますが、もしあの線に沿つてだれかがそういう計画をお立てになつて、私どもにもぜひ参加してくれという御希望があれば、今の御説明の線に沿つて考え得るんだということを言つたわけでございます。積極的に私どもが現段階で宇宙衛星を独占的に購入するという考えは持っておりません。

○和田(一)委員 むしろ今、国としての宇宙開発のためにそれぞれ最大限の御努力をいたしているのではないかと申すのです。私は、通信衛星についても電電公社は相当の研究を負擔されておられる、こう思うわけなんです、これからの宇宙時代を目前にして、自主開発、みずからの技術を養成していくということは非常に大事なことであつて、これは政府全体としても日本の科学技術の振興のためには自主開発を怠つてはならない、当然の姿勢であらうと思つております。

そういう中で、今BSの「ゆり」の話でもですが、まだ国产化率三割というふうなことでこんなにぐあいが悪くなつておる。これから国产化率をどんどん高めて、サテライトをどんどん打ち上げられるようにしていく、そして通信衛星を本当に実用化していく、そういう技術開発をしていく、そのため私は従来どおり電電は力を尽くしてほしいと思つておる。そういう中で、同時にやはり競争社会の中でそういう新しい通信手段をみずみず先送りしてしまつていくものもこれは大変残念なことでありまして、私は、でき得るなら自主開発を一方では予定どおりどんどん進めながら、かつそういう既存の技術を有効適切に活用していく、そういうものを買うことによって逆に日本の自主開発の技術にプラスになるように、そう

いう方向でもってこの宇宙通信衛星であるとか、あるいは放送もそうだけれども、対処していただきたくない、こう思うわけなんです、その辺が方針として先ほどのお話ではどちらにもとれるような御答弁に感じたわけなんです、大臣、この辺はどうでしょうか。

○農田国務大臣 通信衛星の方は、今CS2の方ですけれども、順調にやっておるわけです。今回の故障したのはBSでございますけれども、私は基本的には先生の御意見に全く賛成です。片方では自主開発をやはりいささかも怠ってはならぬと思ひます。

この間のニュースを聞いてから、ちょっと本当に遺憾と同時に、何とも情けない気持ちになったのは、がらんどろだけこちらでつくって国産化と言っていますけれども、肝心の心臓部は全部あちら製に、それに全く運命をかけたというような形と実態でございます。ですから、これからの衛星時代に自主開発の技術の養成努力はやらなければいかぬ。しかし他方、そういうことを言っている中に入っている技術領域までに行くのには並み大抵のことではないと思ひます。したがって、そういった形は踏まえながらも、片方では、こういったニューメディア時代に、保険リスクも含めて完璧な体制で、やはり民間の衛星利用ということも当然考慮に入れて柔軟に対応していかねければいかぬじゃないか、そういうぐあいに考えておられます。

○和田(一)委員 ちょっと、今大臣の御見解の中で、外側は国産で中身は向こうさん、外国製のものばかり、買つてもブラックボックスでというお話でしたが、これはブラックボックスですか。これはそうではないと思うのですが、ブラックボックスであるとするれば、さっきの通信衛星なんかは、依頼して上げるときその技術を分析して参考にするというわけにいかないかもしませんが、ブラックボックスでないというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○郵政府委員 いわゆるブラックボックスと言われる、相手側がその中身を知らさないというものはございせん。その詳細のすべてについてまで承知をしているわけではございせんが、概要につきましては日本側でも把握しているものでございせん。

○和田(一)委員 それでは主題の郵政省設置法に入っていきたいと思ひますが、この法案の具体的な御質問を申し上げる前に、大臣、御提案になつた郵政省設置法でございますけれども、これは第二臨調の答申を受けて政府の行革方針にのつたものとして提案された法案だ、このように私は理解をいたしております。

そこで、この法案もですが、まず郵政というものの全体としての行革に対して、大臣は臨調答申をどのようにとらえておられるか、これにどのような対応をしようかというお考えか、これをお聞きしたいと思ひます。特に郵政の場合は、郵便業務あるいは貯金、簡保、こういった事業を大きく三つ抱えておられる、そういう特殊な官庁であるだけに、郵政省全体としての行革に対する取り組みについてどのような基本的なお考えがあるのか、これからまずお伺いしたいと思ひます。

○農田国務大臣 先生御存じのように、郵政事業というのは大体が人力作業によるところが非常に多いわけでございます。郵政関連の職員数においても三十万を超えておるといふような実態でございます。したがって、郵政行革ということになれ、できるだけ効率的な、しかも人員の配置の合理化も含めてやっつけなければいかぬわけでございます。他方、民営との大変な競争分野も抱えておるわけでございます。したがって、もちろん機構の合理化もさることながら、まずオンラインなんかを含めての機器の整備による近代化ということにも全力を今挙げておるところでございます。

しかも、いろいろな民間分野との競合関係においては、これまで前垂れ精神と申しますか、こういった形でのサービスの充実という面も考えてい

かなければいかぬという面を持っております。一方では、そういった人力作業による部門のほかに、今度はニューメディアの分野の担当ということになります、これはまた、従来の有線とか無線という区割りだけでやっつけていけない、これらが混然と融合したような状態の中での通信政策というものも推進してまいらなければならぬということ、非常に問題の多い、しかも競争分野も含めて悩みも多い、現業官庁としての悩み、通信政策官庁としての悩み、こういった形に当面いたしておるわけでございます。今回お願いしている機構の改革というのはまさにその緒に、これは行革という面からいうと微々たる分野ではありますけれども、こういった形の効率化、合理化の面を含めて、そういった大きな目標の中で行革精神に沿ってやっつけてまいらなければならぬと思つておるところでございます。

○和田(一)委員 それでは御提案の設置法の具体的な点についてお尋ねしたいわけですが、これは、実は朝からの質疑でほとんど出尽くしてございまして、今の御答弁で私は質問をこれでやめても結構なほどでございますが、せつかくでございますから、ちょっとスタンスを変えて、若干同じようなことになるかもしれませんが、何かわせていただきたいと思います。

まず、地方ブロック機関の統合ということで出てまいりました今回の改正ですが、これで終わりでございせんか。十一ブロックの統合になったわけでございます。あるいは貯金センター、計算センター、こういったものが若干整理されて出てまいりましたけれども、これで終わりなのか、これを段階としてまだ進めるのか、その辺をまずお聞きしたいと思ひます。

○農田政府委員 今回御提案申し上げております地方ブロック機関の再編成につきましては、先ほど大臣から御答弁ありましたように、臨調の精神を踏まえてことし一月二十五日に決定されました「行政改革に関する当面の実施方針について」の基本線に沿つたものでございます。

地方ブロック機関についての臨調の答申はこのほかにもございます。具体的に申し上げますと、臨調の答申では、郵政省のみならず他省庁におきましてもブロック機関については八の数をもちて整理をするという基本方針がございまして、その点についての答申もございせん。しかしながら、今回私どもが郵政省設置法の一部改正案として御提案申し上げております地方貯金局と地方簡易保険局の郵政局への統合、これにつきましては、私どもはこれをもって臨調の最終答申に沿つた措置を完了するものというふうに考えております。

それから、ただいま申し上げましたその他のブロック機関の設置数の整理の問題につきましまして、一月二十五日の閣議決定におきまして、「地方電波監理局を全国八ブロック制とすることについて、引き続き検討を進め、昭和六十年末を目途に具体的結論を得る。」ということでございます。この点は郵政省のみならず、大蔵省等他の類似のブロック機関の設置の適正化を抱えている省庁と同一歩調で取り組んでいるところでございます。

○和田(一)委員 最終的なものというところでございましたから、これでやらない、これ以上は減らない。それから、人員、予算についてはいかがでしょうか。

○農田政府委員 今回の法改正はことしの七月一日実施を目途としております。それで五十九年度予算につきましましては、これにかかわる予算措置は講じておりません。しかしながら、昭和六十年以降になつてまいりますと、具体的に統合化による予算措置並びに要員措置が出てまいります。いずれも、八月三十一日の概算要求までにそれらの予算上の歳出面並びに要員の縮減等について具体的な数字を固めるべく、現在鋭意検討中でございます。

○和田(一)委員 いま一つ、やはりこういう機構を改革した以上は、それが従来よりさらに効率が

よく、あるいは利用者にとって何らかの利便につながる。サービスがよくなったというふうなものが出てくるべきだと思いますが、今回のこの統合によつてはそういう点はどのように影響が出てくるのか、どう御判断でしょうか。

○奥山政府委員 今回の統合を行いました結果的姿といたしまして、地方貯金局と地方簡易保険局はいずれも貯金事務センター、簡易保険事務センターという形になります。これらの事務センターにおける実質的な仕事は、いずれも国民の権利義務等にかかわる非常に重要な仕事でございます。日常の為替貯金業務並びに簡易保険、郵便年金業務にとつて欠かせない業務でございます。これらの仕事は在来どおりこれらのセンターにおいて行っております。つまり、統合化によつてお客様にサービスの低下をいささかも来すことのないようにする考えでございます。逆に、国民の皆様方にとってメリットは何かということでございますが、先ほど申し上げましたように、六十年以降におきまして定員並びに経費に ついての削減措置を計上する予定でございます。

なお、一言付言させていただきますけれども、地方貯金局及び地方簡易保険局におきましては、これまで地方貯金局においては昭和四十五年から、保険局においては四十四年から、それぞれの局において総合オンライン化の計画を精力的に進めてきておりまして、貯金局においては実に四千四百名、保険局においては二千名の減員をしております。それらの減員をして、ぜい肉として落とせるものは極力落として今日に至つたわけでございますが、その最終的なフィニッシュラインといたしまして組織の統合ということを考えたいわけでございます。つまり、地方貯金局及び簡易保険局の管理共通部門、具体的には人事なり会計なり資材なり経理なりといった部門を郵政局に統合することによつてそれらの事務処理が簡素化され、また事務処理要員が圧縮されることを期待した措置でございます。

○和田(一)委員 それでは郵便事業についてお尋ねしていただきたいと思ひます。

大臣、この郵便事業というものは、長い歴史の中で大変国民生活に密接不可分の通信手段として今日まで発達してきたものだと思うわけですが、先ほど私、冒頭にお伺いしましたように、政府は臨調答申を尊重するという行革全体に取り組み姿勢の中で、郵便業務そのものについて、大臣はこれは将来にわたつて従来どおりいささかも変更はないものというお考えか、これも民間活力の導入ということがあるというふうにお考えか、まずその基本的なところでちょっとお伺いしたい。

○奥田国務大臣 郵便は、心の触れ合いと申すか、人と人とのコミュニケーションという形においては、もうどんなに新しい通信手段の分野になつたとしてもこれは形に残り、心の触れ合いを大切にしていこうという我々の慣習が続く限り、こういった郵便業務の必要性というものは大切にされこそすれ、いささかも劣るものではないと思つております。

現に、郵便の扱ひ量もわずかではございませんけれども年々このところ増加の傾向にもございまして、またニューメディアのそういった先進国でもあるアメリカなりあるいはヨーロッパの諸国においても郵便の扱ひ量というものは増大しておる、個人当たりの形においては日本をはるかに凌駕しておるといふような実態もございまして、私は、郵便業務といった公共的な性格を含むこの業務は、今日のような一元体制のもとで運営されるべきものであるという気持ちになつております。

ただ、かといって、今も御指摘がございましたけれども、そのことの存続が逆に国民のサービスの面においてマイナス作用を起すような、はっきり言うところ料金値上げに直結していくとか、親方の丸式の形の中で安易な料金体系によつて国民に御迷惑をかけるというふうなことは、最小限に食い止めなければならぬ。そういう両面の基本姿勢に立つて今後郵便業務を進めてまいりたいということでございます。

○和田(一)委員 今のお話を踏まえて、郵便というものは確かにほかの通信手段と違つて大変国民

生活、社会生活に不可欠のものだと私は思うのであります。これが国民にとっては本当に迅速、安全、確実という基本精神の中で維持される、それに安くということを加えて実施されることはどうしてもやっていただかなければいかぬと思うわけですが。

ところが、最近数年間の収入の伸びとそれからコストとの関係を見ますと、必ずしも収支はよくない。むしろ五十九年度の予算を見ると、これは単年度だけですけれどもマイナス百五十五億円の欠損だという数字が出ておりますけれども、こういうふうに入りの伸びとのアンバランスが一つの構造的なものになりつつあるのではないかと。こういう点を考えると、大臣、このままだとまたまた料金値上げを近々やるのではないかと予測をどうしてもしがちな感じがいたしますけれども、どうなんでしょうか、それを避けながらやる方途がございましょうか。これはなかなか最初におっしゃつたように手作業の多い事業ではありますけれども、その辺を踏まえながら、値上げにしないでこれをクリアしていくようなそういう方途がございましょうかをお聞きしたいと思います。

○奥田国務大臣 確かに今年度の予算では残念ながら百五十五億の赤字を見込まざるを得ないという状態でございます。しかし、折あることに、良好な労使関係を維持しながら、この赤字は何とどうも阻止してできれば単年度赤字がない形でも努力してほしいということ、この暑中見舞い時期を控えて、まあ単純な話ですけれども、販売運動にも全職員が協力して当たる、しかも、小包に關しましては民間宅送に負けないように、小包に關しても、システム化もさることながら、できるだけ利用をしていただく、ふるさと小包と申しますか、そういう形で大いに利用していただくこと、PRにも含めて、大変努力してその実効的な効果も地域局によつてはそろそろ出てまいっておることも事実でございます。したがって、今御指摘のような人力依存の多い仕事ではありますけれども、一つ一つの業務体系を点検

しながら何とかしてこの今年度見込みの赤字というものも食いとめ、値上げをお願いしなければいかぬという状態を先行きあと二年でも三年でも延ばしていつて御迷惑をかけないようにやつていこうという気持ちで、今取り組んでおるといふことでございます。

したがって、ことしのそういう努力、成果、これを見ながら、もちろん今年度はそういう値上げをお願いするような後退の姿勢ではなくて積極的な赤字解消の方向で取り組んでおります。また来年、再来年という熊勢の中でも、良好な労使関係とあらゆるシステムの改善、こういった一体化努力によつて、少しでも値上げを避けようというところで全員努力してまいりたいというのが現在の心境でございます。

○和田(一)委員 今、大臣の御答弁の中に民間の宅配との競争が激しいというお話もありました。私は、お聞きしたように、小包のようなものは非常に民間との競争が強くなってまいりまして、そういう意味では確かに郵便小包も努力をされてきていると思ひます。何せ利用者にしてみれば、赤い猫だろが黒い猫だろが、安くて早い猫がいい猫だということのようでございまして、赤い郵便自動車も運ぼうが、黒い、何か猫がくわえた自動車も運ぼうが、利用者にとっては迅速確実をして低廉ということがやはりニーズに合うと思ひます。だからそういう意味では、小包などについては非常にいい意味の競争が行われているのではないかと思ひます。今、大臣の御答弁の中にありましたように、ゆうパックですか、そういうようなものも工夫されて、今まで郵便局へ小包を持っていつても、いや、ひものかけ方がこれではだめだ、ここには荷札をこうくつつけるとか、せつかくこれでもいいだろうと思つて持つていつた荷物がかつ返されて扱つてもらえないというふうな、非常に面倒くさいのが常でしたけれども、それが最近ではびつとしましたものがあつて、それに入れさえすれば、もうあて名を書けばそれでいい、非常に工夫をされていると思ひます。

したがって、ことしのそういう努力、成果、これを見ながら、もちろん今年度はそういう値上げをお願いしなければいかぬという状態を先行きあと二年でも三年でも延ばしていつて御迷惑をかけないようにやつていこうという気持ちで、今取り組んでおるといふことでございます。



便局に委託しておりますもの一通当たりの配達につきます委託費というのが約三千円弱となっております。

【委員長退席、戸塚委員長代理着席】

○和田(一)委員 一通当たり三千円弱でございますね。これは、職員の場合は別ですけども、民間委託の場合も同じような単価ですか。

○寺島説明員 ただいま公社が民間に委託をいたして配達しておりますもの通数と委託費から一通当たりの委託費を出しますと、六百円ちょっとでございます。

○和田(一)委員 大臣、これは郵政省がもうけているのですか。どういう計算なのでしょう。

○奥田国務大臣 いえ、いつもそのことで御指摘を受けることがございますけれども、これは数字だけの形でございます。これは全国あまねく、大体郵便局に頼むところは山間僻地部門が多ございまして、しかも電報配達にちゃんとお金を配しておかなければいかぬという問題もございまして、一概に三千円と六百円、えらい郵便局の方が悪者扱いになるということも、これはぜひ誤解を解いていただきたいと思うわけです。民間委託の場合は、都市近郊とか集中度の高いところで比較的配達経費がかからないという点もぜひ御理解をいただきたいと思っております。ただ、いづれにしても電報はとも間尺に合わせ仕事をこなしてきておるといふ現状認識は持っております。

○和田(一)委員 よくわかりました。

それからもう一つお伺いしたいのですが、公社が民間に委託して配達している分、郵便の場合は、郵便物、年賀状なんかを配達する場合でも、アルバイトの学生がお正月配達しておりますけれども、何とこれは臨時職員という身分でやっておりますが、電報の配達を民間に委託する場合はどうなのでしょう。これはもうこれから民間の会社になって、そこからさらに委託するのですから、私は非常勤の公務員というわけにはいかないと思うのですが、いかがですか。

○寺島説明員 先ほどお答え申し上げましたように、公社におきましては現在相当部分を民間の委託という形で配達をいたしております。それで、これをさらに配達を拡大する方向で検討しておりますことになっております。したがって、新電報といふことになっております。そのこと自体変化はないものと考えております。

○和田(一)委員 大臣、朝方の質問で信書とは何かというお尋ねがありました。それに対して、特定の人あてに出される手紙あるいは請求書あるいは納品書あるいは税金の督促、こういうものは信書である。私は電報も同じものではないかと思っております。いかがですか。

○永岡政府委員 電報も内容によっては信書でございます。

○和田(一)委員 これは先ほどの信書の定義から言えば、特定の人に出される文書であって、「チチキトク」であるとか「カネオクレ」とか、私は完全に信書だと思っております。その信書を民間人が配達している。それをさらに民間人に委託をばらけていこう。新しい新電報になれば、こんな採算の合わないものを押しつけられれば、もともと安上がりに民間委託にどんどん移していきたい、これは当然なことだと思っております。そうなったときに、先ほど言った郵便事業そのものが、そういう意味ではもう既に民間の力をかりてやっていると、先ほど言った郵便の基本的な問題として大臣どういふふうにお考えになるのですか。

○奥田国務大臣 確かに信書という中には個人のプライバシーなり秘密という形、それが記録性を保持しておるところに大変な特徴もあり、それがまた郵便事業の基本的な公共的な性格ということ、一元体制で運営しなければいかぬということにもなってくると思っております。電報も同じではないか、こう言われますけれども、電話の普及と記録性も先ほど言われました電子郵便なりファクシミリなりいろいろな形の中で、電報の持つておる性格、そして電報が果たしてきた役割というも

の位置づけも徐々に微妙に変化してきておるとも事実でございます。しかし、それが信書でないという形で否定するものではありません。個人の秘密、企業の秘密、そういう形のもの、それも記録性を持つておるところにおいては、そういう概念も成り立つのではないかと。ただ、今日の電報を利用して見ると、大体私たちが含めて政治家もよく利用します。電報の最大顧客を見ておると大体サラ金。いろいろな分野の中で今まで電報が果たしてきた電報本来の使命と今日的な電報とは、やはり従前と一緒の形で見ておくと、いふこともいふことがかたや面も多少ござい

す。

しかし、いずれにしても先生の御指摘のように、信書の概念に入るや否やということになると、そこにはプライバシーも秘密も含んだという形の記録の電送でございますから、私はやはり信書に準じた扱いというものは当然心がけてまいらねばならぬと思っております。ただ、今後の電報をいかに持つていくべきかということについてはもう一つお知恵をかしていただいて、一通三千円もかかるような負担、経費がかかる形を放置していいという形も納得できませんし、そこに非常に難しい面があるなということを先ほどの議論展開の中から感じておるようなわけでございます。

○和田(一)委員 今、大臣しくも、電報利用者には私ら慶弔電報を中心にサラ金の督促だと言われた。このサラ金の督促なのですけれども、夜の夜中に、ドンドン、電報ですと言って配達する。それを民間の人がやって、知り得た秘密を漏らされるケースが出てきているのです。あそこその家にはサラ金の電報、督促が舞い込んで、そのために娘が嫁に行けなくなつたという話、これは本当かどうか知りませんが、そんなことも聞かされるようなわけで、私はえらいことになってきたなと思うのです。それでも仕方ないのだということになりまして、やはり郵政事業全体についても、従来はとにかく官業だから絶対間違いないのだ、その秘密は確保できる、知り得た秘密

を漏らすようなことは絶対ない、こういうふうに国民も信頼してまいりました。しかし、私が信書だと思ふ電報についてそういうような扱いで今も実際にどんどんこなしているというところになりますと、郵便配達そのものも時と場合によってはそういうやり方も考えられるのではないかと、こう思つてござるを得ないのです。そういうことも含めて、私は郵便も非常に大きな転換期にきているのではないかと思つてござります。電報の将来というものはなかなかすぐには論じられませんが、需要のある限り少々コストが高くてやらなければならぬメディアとしても高くないけれども、新電報になる以上、郵政としてもこういうものをまた押しつけておいていいのかわりか。そういうことも含めて検討していただきたいことをひとつ御要望しておきます。

貯金のことに入らせていただきます。時間がございませぬので、貯金と簡保も含めてお尋ねさせていただきます。

大臣、この郵便貯金、簡易保険について、これも同じように郵政省として将来にわたつてもどうしてもやらなければならぬ事業であるかどうか。官業が民業を圧迫してはいかぬとか、いろいろなことが言われております。そういう中にある、今まで小口の零細預金を集めてきたこと、そして同時に郵便貯金が民間金融機関に対して与えてきたいい意味での刺激、そういうものを考えればこれは絶対従来どおりやるべきであると考えておられるのか、あるいは臨調の答申を尊重して将来は違ふというふうにお考えになつておられるのか。基本のところをまずお伺いしたいと思います。

○奥田国務大臣 私は、郵便貯金というのは、制度創設以来国民生活に密着した制度になって、本當に親しまれてきておると思っております。銀行預金は、安全性とかそういうことは別として、ある意味においては流動性の比較的高い形でございますけれども、郵便貯金の場合、名の示すとおり貯金、ためるお金という形で、中長期的にも安定した形で推移してきたというところは言えると思

ます。しかも、少額限度の枠がございませうけれども、何せそういった非課税貯蓄の中の六割以上も今日の財投の原資として国民生活なり社会資本の蓄積の中で果たしてきた役割、今日のインフレ感も阻止し国民生活に貢献してきた役割、貯蓄性の高い今日の国家的役割も含まれてきて、また国民にこれだけ親しまれてきている制度として、国民の貯蓄性の増進、そしてまた老齢化社会に向けて老後の自助的な貯蓄手段としても、私はこの制度は堅持されるべきであらうと思っております。

簡保についても、無診査という聖域はございませうけれども、貯蓄性の高い形でございまして、保障性の高い民保とはおのずから一線を画して、保という点においても、老後の自助自立という点を踏まえて貯蓄性の高い簡保制度は、私たちは制度として何ともしも守っていかねばいかぬと思っております。

民間に対する競合の点については、私たちが当然金利動向も含めて配意をして今日に及んでおるところでございまして、郵便貯金あるいは簡保が何か悪玉論のように言われておるような一部の風潮に対しては、何としても納得できないというのが心情でございませう。

○和田(一)委員 大臣の方針はよくわかりました。としますと、郵便貯金は今、一時よりは何か低迷をしているかに伺っております。そういう中で、一方では金融の自由化、金利の自由化、こういうことが言われておりました、それにあわせて非課税貯蓄への対策ということも云々されておるときでございませうけれども、大臣のおっしゃるように郵便貯金は従来どおりやらなければいかぬというのであるならば、この環境の中でどういう対策を持っていけるのか。先ほど来のお話を伺っておりますと、朝からの質疑の中でも出てまいりましたけれども、金利の自由化がもう目の前に来て避けて通れないということになりますと、当然

郵貯としてもその波に乗りざるを得ない。同時に、一方財投に入って運用されて得るものはこれまた決められてしまおうという環境の中で、一体どうやって大臣が今決意を述べられたような方向でこの郵貯を確保していかれるのか、私はその辺が一番大事だと思っておりますが、大臣、どうですか。一兆円の国債運用を言いながらだめであった。さらには去年は、簡保については今の一千万を一千八百万に上限を上げてくれという要求を出したら、これもだめで、これはそれを二段階にして、一千万を一千八百万と一千三百万の二種類に分けた。それでは昨年のは一体どういう意味であったのか。その辺を含めて、これからこういう環境の中で郵貯、簡保を大臣がおっしゃるような方向に持っていくのには具体的には一体どういう方策があるのか、お伺いしたいと思います。

○奥田国務大臣 郵便貯金の伸びが減退傾向にあるということは事実でございませう。これは理由はいろいろ挙げられるかと思ひますけれども、制度自体がいかにか悪いのかの問題は別にして、やはり可処分所得が減ってきているということ、そしてまた最近、中期国債なり魅力のある短期的なある程度利回りのいい商品が売れておりますから、そういうものに流れていくというような、少額貯金といえどもそういう傾向にある形の流れにやはり郵貯も遭遇しておるといったのが現状であらうと思ひます。それにしても堅実な増加基調というものは持つておるわけでございまして、このこと自体を、最近のこころ、二年の流れだけで郵貯がそういう形で国民の皆さんから離れていくというようなことは言えないんじゃないかと思ひます。

またこれは、やはり預けておられる人の金利を守っていかねばいかぬわけですが、御存じのとおり金利決定に關しては、やはり民間金利にも配慮しながら大蔵大臣との協議において決めていくということで、しかもその原資が財投の資金に回っていくということで、おのずからここに預け入れる資金は、今は七・一％くらいですけれども、こういった形でやはり政府の大きな財政政策の中の一環としての金利が決められておるといふような原因もございませう。

ただ、ここで言いたいのは、郵便貯金の資金コストというものはどの金融機関と比べても安いという現実がございませう。したがって、現実には今郵便貯金の最高の額も、五・七五という最高の金利の水準に置いておるわけでございませうが、七・一で預託率がある限りにおいては順次、単年度でも黒字の傾向に來ておることも事実でございませう。来年度では今現在郵貯の抱えておる赤字も大体単年度黒字になつて、六十一年度では赤字は解消するだらう、今日のままの状態であれば、したがって、郵貯の赤字はあくまでも国の財政政策の資金運用、むしろそのね返りを受けておるのだというところで、郵貯自体はそういう意味ではコストをかけない資金として国民に大きなお役に立っておりますというところは間違いない事実でございませう。

したがって、私たちがこれからこういった金利自由化体制の中で一体何をなすべきかということになる場合には、やはりこういった金利調整法なり日銀のガイドラインというものが取つた状態、そうした大口金融からの自由化がやがては小口金融に及んでくるというような実態を踏まえますときに、何ともしも自主運用という面で、こういう国際金融の動向も含めてやはり常に対応策を立てて勉強してまいらねばならぬということにならうかと思ひます。

〔戸塚委員長代理退席、委員長着席〕

したがって、私たちはできるだけ効率的な資金運用、しかもそれが公共的にも役に立てるような面での資金運用、こういった両面から、決して郵貯は今単に利息が高いところだけに運用させてくれと言っているのではありません、やはり国の国債政策なりに準拠した形、現実に大蔵省がやっている資金運用の中での国債購入、こういった形の役割というものを郵政省に自主運用させていた

トを預貯金者に還元をしたいというのが本旨でございませう。

したがって、先ほども言いましたように、簡保においても同様でございませう。簡保においては、最近自主運用の枠が拡大されたおかげで、簡保の実績というものの、利益を還元するという形も、今年度も六千五百億ぐらいの黒字、剰余金を還元するというような形も実行できておるわけでございませう。そういった意味において、簡保の資金運用の制度というものをにできるだけ郵便貯金も近づけていって実効的な効果を上げてまいらねばならぬと思ひます。

それじゃ去年なぜできなかったと言ひませうけれども、大蔵省のそういった財投原資としての重要な役割、大蔵省側の金利とのそういった整合性の問題をめぐって意見の交換を行いましたけれども、結論が出なかつた。結論を得るには至らなかつた。しかし、今後ともこの問題は継続して協議してまいらうという方向では一致しておるわけでございませう。また簡保についても、将来こういったシルバード預金等々で老後の自立自助努力に大きなプラスになるような制度は何となくして創設してまいりたい、これも、民間側とのいろいろな問題点もございませうけれども、大蔵省とも継続事項としてお互いに相談してまいらうという方向になつておることです。

したがって、郵貯と簡保とをい、こういった資金運用を含めて、将来市場実勢に従わなければいかぬという状態になったときに、常に連動して対応でき得るという素地、検討というものは不

○和田(一)委員 郵貯あるいは簡保が財投資金として果たしてきた国家的な大きな役割、これは大変意義あることであつたと思ひます。しかし同時に、そういつた中でこの事業を大臣がおつしやるようにしていくためには、やはり今までのままでなく、例えば経費率一つとっても、郵貯は非常に経費率はいいとお話ですが、それはそのおきりで、税金を払い家賃を払いしているところとは違つて、国がバックをやっている。そういうことも含めてやはり効率化、合理化という面は忘れずに、オンライン等を通して利用者へのサービスを含めて、これから大きな意味での合理化を推進して従来どおりの目的を達していただきたい。最後にお願ひいたしましたして、私、質問を終わります。  
○片岡委員長 次回は、来る十日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時五十八分散会

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

- 第六條第一項中「地方貯金局」を削り、同条第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、同条に次の一項を加える。
- 9 地方郵政局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、貯金事務センター又は簡易保険事務センターを置く。
- 第七條第七項中「地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局並びに」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「地方支分部局の事務」を「地方支分部局(貯金事務センター及び簡易保険事務センターを含む。以下同じ)の事務」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
- 5 郵便局の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

6 貯金事務センター及び簡易保険事務センターの名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織並びに貯金事務センターの管轄区域は、郵政大臣が定める。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)  
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
第二百五十六條第七項中「地方貯金局、地方簡易保険局」を「貯金事務センター、簡易保険事務センター」に改める。

(郵便貯金法の一部改正)  
3 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十九條中「受入及び払出」を「受入れ及び払出し」に、「地方貯金局又は沖繩郵政管理事務所」を「沖繩郵政管理事務所又は貯金事務センター」に改める。

(郵便為替法の一部改正)  
4 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
第二十三條中「地方貯金局」を「貯金事務センター」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(郵便振替法の一部改正)  
5 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
第八條第二項中「地方貯金局」を「貯金事務センター」に改める。

(郵便貯金法又は郵便振替法の一部改正に伴う経過措置)  
6 この法律の施行前にこの法律による改正前の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により地方貯金局がした催告、承認その他の行為(以下この項において「催告等」という)は、この法律による改正後の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により貯金事務センターがした催告等とみなす。

7 この法律の施行前にこの法律による改正前の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により地方貯金局にした請求その他の行為(以下この項において「請求等」という)は、この法律による改正後の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により貯金事務センターにした請求等とみなす。

(簡易生命保険法の一部改正)  
8 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二項中「地方簡易保険局長、地方郵政局長、沖繩郵政管理事務所長又は郵便局長」を「地方郵政局、沖繩郵政管理事務所、簡易保険事務センター又は郵便局長」に改める。

(郵便年金法の一部改正)  
9 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二項中「地方簡易保険局長、地方郵政局長、沖繩郵政管理事務所長又は郵便局長」を「地方郵政局、沖繩郵政管理事務所、簡易保険事務センター又は郵便局長」に改める。

(簡易生命保険法又は郵便年金法の一部改正に伴う経過措置)  
10 この法律の施行前にこの法律による改正前の簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づいて地方簡易保険局長がした簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する行為は、この法律による改正後の簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づいて簡易保険事務センターの長がしたこれらの行為とみなす。

理由

郵政事業に係る地方行政機構の総合化及び効率化を図るため、地方貯金局及び地方簡易保険局を地方郵政局に統合し、同局の貯金事務センター及び簡易保険事務センターとするともに、これに伴う関連規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。